

# 相続財産管理人の手引き

日本司法書士会連合会

成年後見制度対策部

財産管理マニュアル作成ワーキングチーム



## 発行にあたって

財産管理人に関する業務は、司法書士法第29条及び司法書士法施行規則第31条により、司法書士が行うことができる業務の一つとなっております。しかし、我々司法書士は、財産管理人の業務遂行に必要な実務知識を十分に備えているのでしょうか。

財産管理人等を選任する家庭裁判所の現状は、東京や大阪等の大規模庁においては、弁護士の数も多く、相続財産管理人や不在者の財産管理人候補者の給源について問題はないように思われますが、他方、中・小規模の家庭裁判所においては、弁護士の数が増加したとはいえ、管理人候補者の給源には苦慮しているのが現状のようであります。

このような背景のもと、申立人による推薦方式や裁判所による選定方式による選任がなされております。また、成年後見人等で一定の信頼を構築した社団法人成年後見センター・リーガルサポートに対しても財産管理人の推薦依頼が増加しております。以上のように、様々な選任過程を経て既に多くの司法書士が各種の財産管理人に就任しており、今後も増加することが予想されます。

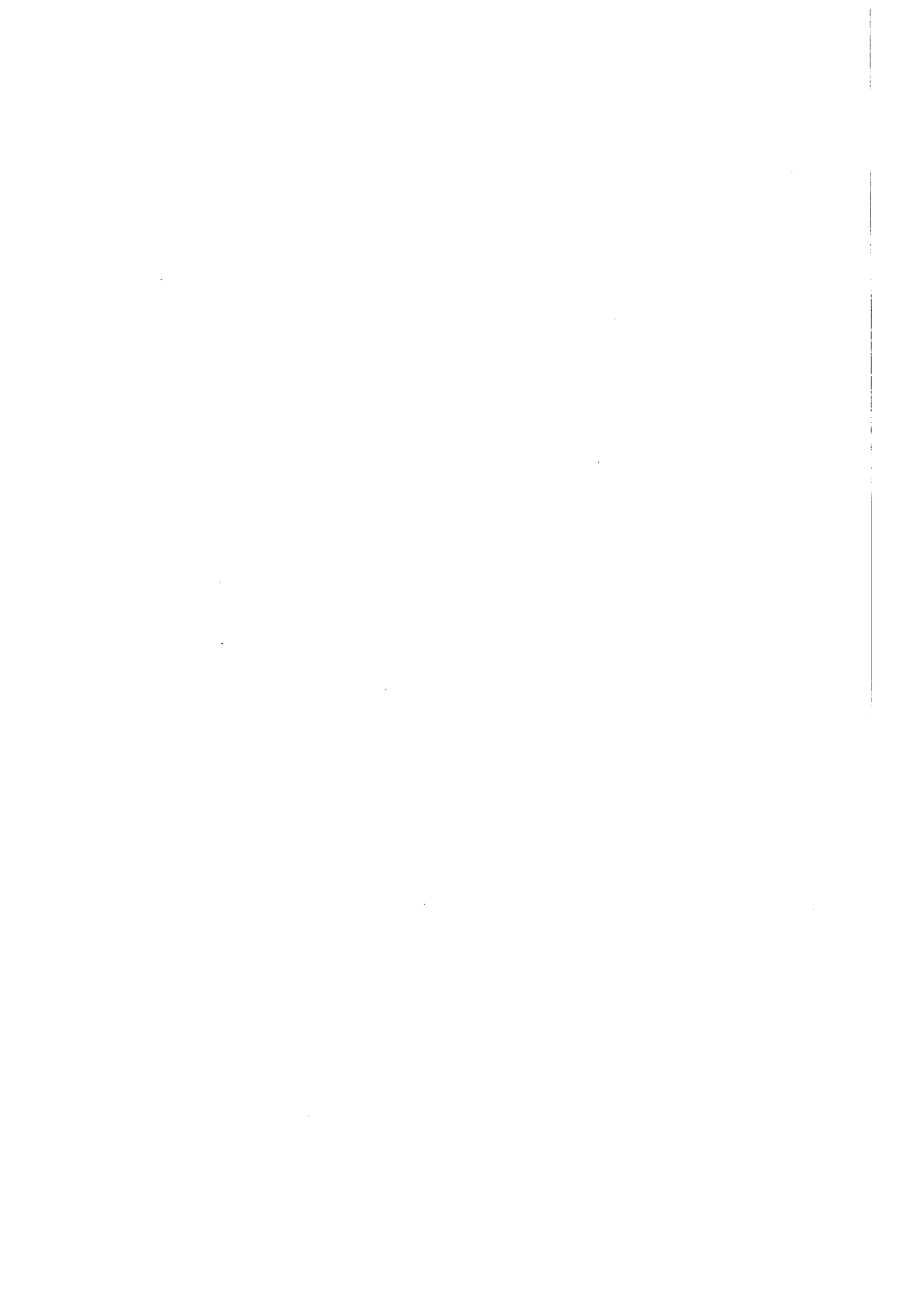
しかし、司法書士等に財産管理人を担うための知識不足・職務意識の希薄さがみられることが、財産管理人選任・事務手続等が長期化している理由の一つとして挙げられている現状もあります。

そこで、連合会では成年後見制度対策部において、財産管理業務における適正な業務遂行のために、本マニュアルを作成いたしました。研修会の解説書としての利用や、財産管理に関する業務の実務書として活用されますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルの作成にあたり、福岡県司法書士会家事問題研究会の皆さまに多大なるご協力をいただきましたことを、厚く感謝申し上げます。

平成22年 5月25日

日本司法書士会連合会  
成年後見制度対策部  
財産管理マニュアル作成  
ワーキングチーム



# 目 次

第1 相続財産管理人（総論）	1
1. 相続財産管理人の職務と権限	1
(1) 意義	
(2) 手続の流れ	
(3) 財産管理人等の規定の整理	
(4) 相続財産管理人と不在者財産管理人の比較	
2. 相続財産法人の成立—相続財産管理開始の要件	3
(1) 相続財産法人の法的性質	
(2) 管理開始の要件	
3. 相続財産管理人の選任から公告まで	6
(1) 申立人	
(2) 選任の申立て	
(3) 選任の審判	
(4) 公告	
4. 相続財産管理人の業務	9
(1) 職務上の義務	
(2) 管理人の職務	
5. 特別縁故者への財産分与	20
(1) 特別縁故者への分与制度の趣旨	
(2) 特別縁故者の制度の法的性格	
(3) 「特別縁故者」とは	
(4) 「清算後残存すべき相続財産」とは	
(5) 「全部又は一部を与えることができる」とは	
(6) 特別縁故の申立手続	
(7) 審理	
(8) 審判	
(9) 分与の実行	
6. 相続財産管理人の報酬付与	26
(1) 報酬付与審判の申立て	
(2) 報酬付与の基準	
(3) 審判の内容	
(4) 不服申立て	
(5) 家庭裁判所への報告	
7. 国庫帰属手続	27
(1) 国庫帰属時期	
(2) 財産の引継ぎ先	
(3) 管理終了報告	

第2	相続財産管理人の実務（担保権実行型：債務超過型）	28
1.	管理開始から管理終了までの流れ	29
2.	財産管理業務開始	30
	(1) 選任審判書を受領	
	(2) 事件記録の閲覧・謄写、財産調査、申立人等の聴取、財産引継	
	(3) 相続財産法人へ名義人変更登記	
	(4) 財産目録（負債目録含む）の作成及び提出	
	(5) 裁判所から管理人選任の公告済通知書を受領	
	(6) 官報販売所へ官報掲載依頼（相続債権者受遺者への請求申出の催告）	
	(7) 知れたる債権者へ請求申出の催告書を送付	
	(8) 地方裁判所から不動産競売開始決定書を受領	
	<input type="checkbox"/> 落札されなかった場合の任意売却等の打合せ	
	<input type="checkbox"/> 任意売却の場合の権限外行為許可の審判申立て	
	<input type="checkbox"/> 売却実施（開札期日・売却基準価格等）の通知書受領・配当表の入手	
	(9) 請求申出期間満了 相続債権者（額）の一覧表を作成	
	(10) 裁判所へ相続人搜索の公告の申立てをしない旨の報告書を提出	
	<input type="checkbox"/> 債務超過型でない場合は、裁判所へ公告請求	
	(11) 報酬付与申立	
	(12) 届出債権者へ管理終了についての通知書送付	
	(13) 裁判所へ終了報告書提出	
3.	弁済の順序・配当について学ぼう	40
	(1) 相続債権者への弁済・配当	
	(2) 配当表を作成する際に注意する点	
	(3) 配当を実施した後、裁判所へ終了の報告書を提出	
第3	特別縁故者に対する財産分与について考える	44
1.	特別縁故者に対する財産分与と相続財産の管理方針	44
	(1) 相続財産管理人の選任申立ては、誰からなされたのだろうか	
	(2) 財産分与の申立てをする人は他にいないだろうか	
	(3) 特別縁故者であるとする申立人に特別縁故は認められるだろうか	
	(4) 申立人はどのような財産分与を望むだろうか	
2.	特別の縁故者とは	46
	(1) 過去の判例を参考にしてみよう	
	(2) 時代の変化の中で捉えてみよう	
3.	特別縁故者に対する財産分与の相当性と分与の程度	47
	(1) 分与の相当性が認められない特段の事情とは	
	(2) 分与の対象となり得ないものとは	
	(3) 全部分与か、一部分与か	
	(4) 一部分与の内容と程度は	

4. 特別縁故者に対する財産分与と相続財産管理人の職務	49
(1) 相続財産管理人に求められる仕事	
(2) 意見書に求められるものは	
(3) 意見書を書くためにすべきことは	
(4) どのような意見書を書くべきか	
第4 相続財産管理人の実務（相続財産管理人と関連業務）	55
1. 二番目の相続における相続財産管理人が一番目の相続における遺産分割調停に参加した事例	55
(1) 二番目の相続人における相続人の承認・放棄	
(2) 相続財産管理人の選任	
(3) 相続財産管理人の権限外行為の許可	
(4) 債権者への催告・弁済	
(5) 特別縁故者への分与手続き	
2. 遺言執行者に債務弁済権限がないため、相続財産管理人が選任された事例	57
(1) 被相続人の債務支払い義務	
(2) 相続財産管理人の選任	
(3) 遺言執行者と相続財産管理人の競合	
(4) 本事件における相続財産管理人の業務の範囲	
3. 成年後見人が、本人の死亡後、民法第918条2項の相続財産管理人に選任された事例	60





【凡例】

民	→	民法
家	→	家事審判法
家審規	→	家事審判規則
戸籍	→	戸籍法
民訴費	→	民事訴訟費用等に関する法律
農地	→	農地法
借地借家	→	借地借家法
区分所有	→	建物区分の区分所有等に関する法律
相続税	→	相続税法
民訴	→	民事訴訟法
破産	→	破産法
民執	→	民事執行法

引用した法令の条項号

1, 2, 3 → 条

I, II, III → 項

①, ②, ③ → 号



# 相続財産管理人の手引き

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

# 第1 相続財産管理人（総論）

## 1. 相続財産管理人の職務と権限

### （1）意義

相続は人の死亡により開始し、被相続人の財産の帰属は被相続人からその相続人へ承継される。

しかし、相続人が存在しない場合、財産権の帰属主体が失われることになり、その権利関係が不安定となり、また、その相続財産に利害関係を持つ第三者にとって困惑する状況となってしまう。

そこで、民法は相続財産管理制度を規定し、相続人不存在の場合において、相続財産が無主物とならないようその帰属主体を明らかにするため、相続財産を法人とみなし（民951）、相続財産管理人（以下、「管理人」という）を選任し、相続人を捜索しながら相続財産を管理・清算し、もし相続人が不存在であることが確定した場合は、相続財産の全部または一部を特別縁故者に分与し、さらに残った相続財産を国庫に引き継ぐこととしている（民952～959）。

これは、不在者の財産の管理・保存を目的とする不在者財産管理制度に対し、相続財産管理制度は主として相続財産の清算を目的とするところに両制度の大きな違いがある。

### （2）手続の流れ

相続人不存在の場合の管理人選任から管理終了までの手続の流れについての概要は、「相続財産管理人関係事件における手続の流れ」（資料1-①、1-②）のとおりである。

詳細は後述するが、大まかな流れは次のとおりである。

- ①家庭裁判所に対する相続財産管理人選任の申立て（民952Ⅰ）
- ②相続財産管理人選任の公告（民952Ⅱ）
- ③相続債権者及び受遺者に対する請求申出の公告（民957Ⅰ）
- ④相続人の捜索の公告（民958）
- ⑤特別縁故者に対する財産分与の申立て
- ⑥分与の審判もしくは申立却下の審判
- ⑦特別縁故者に対する分与財産の引渡し
- ⑧残余財産の国庫への引継ぎ
- ⑨管理事務終了

(3) 財産管理人等の規定の整理

	相続財産管理人の種類	選任	職務権限	委任	権限外行為
1	相続の承認・放棄前の相続財産管理人	民 918② 家 9①甲類 25	民 27	家 16 民 644、646 647、650	民 28、103 家 9①甲 25
2	相続放棄の場合における相続財産管理人	民 940② 918② 家 9①甲類 25	民 27	家 16 民 645、646 650①②	民 28、103 家 9①甲 25
3	単独限定承認の場合における相続財産管理人	民 926② 918② 家 9①甲類 25	民 27	同上	同上
4	共同限定承認の場合における相続人以外の相続財産管理人	民 936② 926② 918② 家 9①甲類 25	民 27	同上	同上、
5	相続財産分離における相続財産管理人	民 943① 家 9①甲類 31	民 27	同上	民 28、103 家 9①甲 31
6	相続人不存在による相続財産管理人	民 952、953 家 9①甲類 32	民 27	家 16 民 644 646、647 650①②	民 28、103 家 9①甲 32

※ 一覧表は、司法研究報告書 第 5 5 輯第 1 号「相続財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」17 頁から抜粋

相続財産管理人は、相続人が不存在の場合だけでなく、相続人が存在する場合にも選任される。また、相続財産管理人選任審判書に「民法第 9 5 2 条により」の文言があれば、「相続財産法人」名義への登記名義人表示変更登記申請の際、戸籍謄本等の添付は不要である（資料 2-①、2-②）。

民法第 9 1 8 条

①相続人は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときはこの限りでない。

②家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分（※）を命ずることができる。

③第 2 7 条から第 2 9 条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合に準用する。

（※）保存に必要な処分とは

別途、相続人以外から管理人を選任すること、相続財産を換価して処分することなどである（家 9 I 甲 2 5、家審規 9 9）。

前記一覧表 1～5 は、相続人による遺産管理が困難（不相当）な場合に管理人が選任される場合である。つまり、相続人がいる場合に、管理人が選任されるという点では、一覧表 6 の管理人とは性質を異にする。

(4) 相続財産管理人と不在者財産管理人の比較

	相続財産管理人	不在者の財産管理人
対 象	相続財産（法人）民 951	不在者の財産 民 25①
主たる目的	相続財産の清算	不在者財産の保存
管理人の地位の法的性格	相続財産法人の代表者又は相続人の法定代理人（相続人があることが明らかになって法人が成立しなかったとき）	不在者の法定代理人
管理終了に至るまでの手続	清算に向けられた手続の積み重ね 公告（3度）が必要	手続の積み重ねを予定していない 公告は不要
管理人の権限	原則：保存、利用、改良行為 越える行為は、権限外行為の許可が必要 民 953、29②	原則：保存、利用、改良行為 越える行為は、権限外行為の許可が必要 民 29②
管理終了事由	1. 管理財産の消滅 2. 管理人から相続人、特別縁故者、 国庫へ引継ぎ  ※段階ごとに終了の見通しを立てることができる	1. 管理財産の消滅 2. 管理人から不在者、不在者の委任管理人、相続人等に管理財産の引継ぎ  ※段階ごとに終了の見通しを立てることが困難

※ 一覧表は、司法研究報告書 第 5 5 輯第 1 号「相続財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」15 頁から抜粋

2. 相続財産法人の成立—相続財産管理開始の要件～相続人不存在の場合～

(1) 相続財産法人の法的性質

① 相続財産法人の成立

相続人のあることが明らかでないときの相続財産管理制度は、相続財産自体に法的主体性を認めてその相続財産を法人として擬制し、管理人が相続人を検索しながら清算手続を行い、特別縁故者が存在すればそれに分与し、残余財産を国庫に帰属させる制度で、家庭裁判所により選任された管理人は相続財産法人の代表者である。

相続財産法人は、被相続人が死亡したときに成立する。

## ② 相続財産法人の消滅

相続財産法人は、a 相続人が出現して相続の承認をするか、b 相続財産が皆無になれば消滅する。

### a 相続人が出現して相続の承認をした場合

相続人が出現して相続の承認をすれば、相続財産は相続開始時に遡ってこの相続人に承継されるので、相続財産自体に法的主体性を認める必要はなく、この場合当初から相続財産法人は成立しなかったものとみなされる。ただし、管理人がその権限内でした行為は取引の安全等の観点からその効力は維持される（民955）。

不動産の所有権登記名義人を「相続財産法人」に表示変更登記した後、相続人が出現した場合、その表示変更登記を抹消することなく、直接相続人へ所有権移転登記申請できる。（昭和30年5月28日民事甲1047号民事局回答）

この「相続の承認」は、単純承認のみならず限定承認も含まれ、ここにいう相続人には包括受遺者も含まれると解される（民990）。

### b 相続財産が皆無になった場合

相続財産法人は相続財産の存在が前提となっているため、相続財産が皆無になった場合は当然に消滅する。

相続財産が皆無になる具体的な場合として相続財産の清算、特別縁故者に対する財産分与、残余財産の国庫帰属が挙げられる。

## (2) 管理開始の要件

その管理開始の実体的要件は、①相続が開始したこと、②相続人のあることが明らかでないこと、③相続財産が存在することの3つである。

### ① 相続の開始

相続は被相続人の死亡によって開始する（民882）。

この「死亡」には、次の3つがある。

#### a 医学的死亡

人が死亡すると、医師の作成による死亡届に添付される死亡診断書（死体検案書）に基づき、届出義務者からの死亡届（戸籍86）によって戸籍簿へ死亡の記載がなされる。

ただ、戸籍実務上行われている「高齢者職権消除」（高齢者について死亡の蓋然性が高い場合に一定の要件の下に、戸籍法第44条3項・第24条2項に規定する管轄法務局長の許可を得て行われる死亡を原因とする職権消除のこと。昭和32年1月31日民事甲第163号回答、昭和32年8月1日民事甲第1358号通達）は、戸籍行政上の便宜的措置との位置付けであることから「死亡」の法的効果を生ずるものではなく、これにより相続が開始することはない。



b 失踪宣告による擬制死亡（民30、31）

失踪宣告は、家庭裁判所によるその旨の審判がなされると普通失踪の場合は失踪期間の満了時に、特別失踪は危難が去ったときに死亡したものとみなされ、その死亡とみなされた日に相続が開始する。

c 認定死亡

水難、火災、震災等の事案があり、死体の確認ができないなど、確証はないが周囲の状況からみて、死亡したことが確実であるとみられる場合は、官庁または公署が死亡と認定して死亡地の市町村長にその旨の報告をしなければならない。

② 相続人のあることが明らかでない

a 相続人が確定しない場合（表見相続人も含めて）

基本的にだれが相続人かの確定は戸籍の記載によるが、戸籍に記載されている婚姻や離婚、養子縁組や離縁について無効事由が存在する場合、また父を定める訴え、認知の訴え、親子関係存在確認の訴え等の身分関係訴訟が係属している場合に、その他の相続人が存在しない場合でも相続人不存在にあたるかについて、実務上は、相続人たる身分の有無が争われていて相続開始時点での相続人の存否が明らかでないことから、相続人不存在に該当するとして管理人を選任し、判決が確定するまで清算手続を進行させない取扱いをしている。

また、戸籍上相続人とされる者が実は相続人ではないという、いわゆる表見相続人である場合がある。

真実の相続人ではないのだから、その他に相続人が存在しないのであれば、相続人不存在となり、戸籍訂正の手続きや人事訴訟の手続きを行うことになるが、実務上は表見相続人が相続放棄の申述を行うことにより便宜処理される場合もある。

b 包括受遺者がいる場合

遺言者に相続人がいない場合に、その遺言者が相続財産を全部遺贈する旨の遺言をした場合、相続人不存在にあたるか否かについて、「遺言者に相続人は存在しないが相続財産全部の包括受遺者が存在する場合は、民法第951条にいう『相続人のあることが明らかでないとき』には当たらないものと解するのが相当である。」（最判平成9年9月12日民集51巻8号3887頁）との最高裁判決がある。

ただ、これは遺言の有効性に争いが無い事案であり、遺言の有効性に疑義がある場合には、遺言の有効性を争う訴訟の提起を前提として、相続財産管理人選任の申立てを認める余地はある。

また、相続財産のうち一部について包括遺贈があった場合については、その残部については相続人が不存在の状態であり、最終的には国庫に帰属するほかなく、相続人不存在の手続きを開始する必要性はあると解せられる。

Q 「特定の不動産を遺贈する」旨の遺言をした場合、遺言執行者は、清算手続きをせずにそのまま執行して良いのでしょうか？

A 相続人がいれば相続債務は相続人が承継するので問題はないのですが、相続人がいない場合、相続債務の清算が遺言執行より優先するので、特定遺贈が可能なか確認する必要があります。

c 相続人が行方不明、生死不明の場合

戸籍上相続人が存在するが、その行方が不明である場合や生死が不明である場合は、相続人不存在に該当しない。

この場合は、不在者財産管理人の選任の申立てを行うか、もしくは失踪宣告の手続きを行うこととなる。

### ③ 相続財産の存在

相続財産が皆無の場合は、清算すべき財産が存在しないので管理人を選任する必要はない。

しかし、積極財産が少額であったり、消極財産の額が積極財産のそれを上回る場合においては、原則として相続財産は存在すると考えるべきである。

ただ、相続財産がごく少ない場合で、印紙代、郵券、公告費用、管理人の報酬その他管理行為をするのに不可欠な諸費用をかけて処理するだけの価値がない場合は相続財産管理制度を利用するまでもないとの見解がある。

出典：「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」司法研修所第55輯第1号30頁

## 3. 相続財産管理人の選任から公告まで

### (1) 申立人 (民952)

管理人の選任についての申立人は、利害関係人または検察官とされている (民952I)。

検察官とは当該管理人選任事件の管轄地を所管する地方検察庁の検察官である。

利害関係人とは相続財産の帰属について法律上の利害関係を有する者とされているが、具体的には下記の者とされている。

- ① 特定受遺者
- ② 相続債権者
- ③ 事務管理者
- ④ 徴税官庁としての国・地方公共団体
- ⑤ 相続財産を買収しようとする国・地方公共団体・各種団体
- ⑥ 特別縁故者
- ⑦ 福祉事務所
- ⑧ 遺言執行者

## (2) 選任の申立て

### ① 管轄

被相続人の相続開始地を管轄する家庭裁判所である（家審規99）。

### ② 申立費用

申立手数料は800円（民訴費31、別表第1-15）を収入印紙で納付し、その他郵券については家庭裁判所所定額を予納する。

### ③ 管理費用

管理費用として、管理人選任公告（民952Ⅱ）および相続人搜索公告（民958）の公告料のほか、相続財産管理人に対する報酬があるが、申立て時において相続財産中流動資産が少なく、これらの財源を確保する必要がある場合は、家庭裁判所は申立人に対し相当額を負担させることを実務上行っている。

管理人の報酬について、残余財産が見込まれない場合、報酬付与の請求を放棄し、申立人たる相続債権者等から直接報酬を予め受領するケースがあるという。この場合、仕事量の多寡にかかわらず、報酬額は定額なので、管理人の職務への不熱心さに繋がりにくい。相続財産管理人の独立性の維持及び真摯な態度による職務執行のためには、申立人から家庭裁判所へ管理費用相当分を予納させ、その上で報酬付与の審判を経るべきであろう。なお審判の後、管理財産に剰余がある場合は、予納金は、共益費として申立人に返還されることになる。

### ④ 添付書類等

申立てに必要な書類として、a相続の開始、b相続人の不存在、c相続財産の存在、d申立人の利害関係、e管轄を裏付ける下記の書類を添付する。

- ・申立人の戸籍謄本、住民票
- ・被相続人の出生から死亡までの除籍謄本・改製原戸籍、住民票除票
- ・被相続人の父母の出生から死亡までの除籍謄本・改製原戸籍
- ・相続財産管理人候補者の戸籍謄本、住民票
- ・利害関係を証する資料
- ・相続人身分関係図
- ・財産目録
- ・相続財産の存在を証する資料（不動産登記事項証明書等）

## (3) 選任の審判

家庭裁判所による審問、書記官による書面照会、調査官による調査報告書等に基づき選任の要件があると認められると、管理人が選任される。管理人は複数選任されることもある。

管理人選任の審判は、申立人及び管理人に対して、それぞれ告知する（家13）。

この審判には不服申立てが認められていない（札幌高決昭34.9.21家月12.）

7. 107)。しかしながら、裁判所は不相当と認める場合には何時でも改任することができる。この改任審判についても不服申立てが認められていない。また、管理人はいつでも辞任することができ、辞任については家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで足りる。

申立てに携わり、かつ自らを候補者として申立てを行い、そのまま選任され職務を行う場合、管理人として公正な職務が遂行できるかは、いささか疑問である。

管理人に求められる本来の役割を果たすためには、申立人の目的達成の一端を担うためのみではなく、管理人としての独立性を意識した上で、職務を遂行しなければならないであろう。

#### ① 申立人推薦方式

家庭裁判所が申立人から推薦された管理人候補者を管理人として選任するのを原則とする方式であり、小規模庁に多い。知識不足等により適正な管理業務ができないなどの弊害がある。

#### ② 裁判所選定方式

家庭裁判所が、あらかじめ管理人候補者名簿を作成し、この名簿に登載された候補者の中から最も適した者を管理人として選任する方式である。信頼できる団体に推薦依頼をする。

今後は、裁判所選定方式が望ましい。

### (4) 公告

#### ① 相続財産管理人選任の公告（資料7-②）

管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。この公告は、管理人選任を公示するとともに、第1回目の相続人搜索の公告としての意味を有する（民952Ⅱ）。

#### ② 相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告

（資料4、7-①、8、9、10-①、10-②、10-③）

選任公告の官報掲載日から2ヶ月を経過しても相続人が出現しない場合には、管理人は、相続債権者及び受遺者に対する請求申出の公告をしなければならない（民957）。

この場合、管理人は、知っている債権者には各別に催告をしなければならない（民957Ⅱ）。

なお、知っている債権者からの通知がなくても、その債権者が清算から除斥されることはない。

Q 税務署や市町村役場へも催告すべきですか？

A 本人死亡の前年に不動産の処分等を行っているケースもあり、また税債権は、相続債権に優先するので、管理人は選任後速やかに催告すべきでしょう。

Q 債権届の金額・内容及びその確認資料はどのようなものが必要ですか？

A 債権者からの債権届は、確認資料を添付の上届け出てもらい、金額・内容等を確認する必要があります。債権の消滅時効等についても検討を要します。

(資料10-③)

③ 相続人搜索の公告(資料13-①、13-②、13-③、13-④)

家庭裁判所は、管理人または検察官の請求によって、相続人搜索の公告をする(民958)。

この公告は、相続人の不存在を確定させるための公告である。

また、この公告は、特別縁故者への財産分与及び国庫帰属の対象となるべき財産を確定することを主な目的としているので、この公告をするまでに相続財産が全て清算されて残余財産が皆無となっている場合は、解釈上この公告は不要とされている。

#### 4. 相続財産管理人の業務

##### (1) 職務上の義務

- ①善管注意義務(民644)
- ②受取物の引渡義務等委任規定の準用(民646、647、650)
- ③財産目録作成義務(民953、27)
- ④財産状況の報告・管理計算義務
- ⑤相続債権者・受遺者に対する報告(民954)
- ⑥相続人に対する管理計算(民956Ⅱ)
- ⑦保存処分義務(民953、27Ⅲ)
- ⑧相続債権者・受遺者に対する公告及び催告(民957)
- ⑨担保供与義務
- ⑩相続債権者・受遺者に対する弁済

管理人は、一般に、相続財産法人の法定代理人であると解されるので、相続財産法人の事務を執行するに必要な範囲で相続財産法人を代理する権限をもっている。管理人と相続財産法人との法律関係には、委任の規定が準用される(家16)。

管理人の代理権の範囲であるが、民法第103条に定める行為について権限を有するものとされている(民953、28)。

- i. 相続財産を保存する行為
- ii. 相続財産の性質を変えない範囲内における利用行為、改良行為

管理人という職務の性質上、清算手続として必要となる管理行為についてもその権限を有するものと解する。

上記範囲内であれば、裁判外の行為は勿論、裁判上の行為をする権限をも有するが、この権限を越える行為をする場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない（民953、28、家91甲32）。

## （2）管理人の職務

管理人による管理業務は、i. 相続財産の管理開始、ii. 清算、iii. 相続人不存在確定、iv. 国庫帰属という4つの段階を経ることになる。

管理人は、iの段階において、相続財産の全容を明らかにして、管理方針を立てて業務を進めていくことが、適切な管理業務の遂行に繋がる。

管理人は、基本事件が申立てられた経緯、目的を把握し、かつ更に申立人等の関係者から事情聴取した上で、下記のような類型分けをして全体方針を立ててから管理業務を開始することが望ましい。また、裁判所との連絡を密に取り、方針の打ち合わせをすることが肝要である。

### ① 類型

#### a 時効取得・訴訟提起型

時効取得型とは、例えば相続財産中の不動産を時効取得したと主張する者が申立人となり、相続財産法人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記を求めするために基本事件を申立てるケースである。

この場合は、申立人が時効取得の要件を満たしているかどうかを調査することが管理人の中心業務となる。訴訟を経るまでもなく要件を満たしていることが明らかであれば、管理人は権限外行為の許可の審判を得た上で登記申請をすることになる。また、要件を満たしていることが明らかでない場合には、基本事件の申立人に訴訟を提起してもらうよう促すことになる。

また、訴訟提起型とは、相続財産法人を原告又は被告とする訴訟を行うことを必要とする者が申立人となって、これを目的として基本事件を申立てるケースである。この場合には、相続財産法人の代表者として訴訟を遂行することが当面の管理業務の中心となる。

#### b 担保権実行型

相続財産上に抵当権等の担保物権を有する相続債権者が申立人となって、相続財産法人を債務者として担保権を実行し、被担保債権を回収するために基本事件を申立てるケースである。この場合は、相続財産の清算が中心的な業務となる。

#### c 債務超過型

相続財産中、総負債額が総資産額を超過している場合に、相続債権者が申立人となって、債権の回収を目的として基本事件を申立てるケースである。この類型においては、相続債権者に対する弁済、優先債権者への弁済を行った後の配当弁済が管理業務の中心となる。

#### d 縁故分与型

被相続人と特別の縁故があったと主張する者が申立人となって、清算後の残余財産の分与を目的として基本事件を申立てるケースである。この類型においては、

相続財産の現状を把握し、申立関係者から事情を聴取するなどして、裁判所に対し分与に関する意見書を作成することが管理業務の中心となる（家審規119の5）。

## ② 相続財産の調査・保全

民法第953条、民法第27条の規定により、管理人は就任後相当期間内に相続財産について財産目録を作成しなければならず、また、就任後の適切な管理業務の遂行のためにも、被相続人の相続財産の調査は不可欠である。相続財産法人を構成する財産は、相続開始時に被相続人に帰属していた積極・消極財産となる。ただし、祭祀財産はこれに含まれない。

相続財産管理人選任事件では、被相続人の死亡時から管理人選任時までに相当期間が経過していることが少なくないので、管理人就任後速やかに財産調査に着手する必要がある。

### a 裁判所・関係者

管理人は、選任審判書謄本を受領した後、まずは基本事件の記録を閲覧・謄写することから管理業務が始まる。申立書には、基本事件を申立てた動機や目的が記載されており、どのような管理業務に重点を置くべきか、管理方針はどうか、今後の管理業務の道筋を立てるために必要な作業となる。

また、管理人は、申立人や事実上の管理人等に直接面接し事情を聴くことにより被相続人の生活状況を調査する。また、必要に応じて事情聴取書を作成する。

関係者からは、①申立ての経緯、動機、②申立人の生活歴、生活状況、③被相続人との身分関係、生活関係、④被相続人の死亡原因、入院経過、看護状況、⑤葬儀、祭祀の状況、⑥相続財産の内容、管理状況などを聴取することになる。

調査の対象は、被相続人の最後の住所や相続財産の所在地等である。仮に被相続人の居住していた家屋、アパートなどがそのままに残っているのであれば、管理人は現地調査をすることになる。

ここでは、現金、有価証券、貴金属等の動産、不動産登記関係書類、賃貸借契約書、車検証、預貯金通帳、印鑑、鍵、請求書、領収書、郵送物、金融機関の封筒、名刺、写真などを調査し、被相続人の財産に繋がる資料を収集することになる。

現地調査は、後日の紛争を避けるためにも、また効率的な調査を実施するためにも、申立人や事実上の管理人の立ち会いを得た上で実施するのが望ましい。

### b 金融機関（資料3-①、3-②）

管理人は、被相続人の預貯金通帳等金融機関に繋がる資料を発見した場合には、速やかに取引先に対し照会を行い、被相続人名義の取引口座の有無、相続開始時等の残高及び現在高、貸金庫契約の締結の有無を調査することになる。取引口座の残高証明をもらうことは消滅時効中断の効果もある。

また、現地調査の結果、通帳等が見つからなかった場合にも、通常ほとんどの市民が何らかの預金口座を開設している現状から、被相続人最後の住所地付近の主要な金融機関に対し、被相続人名義の取引口座の有無を照会しなければならない（株式会社ゆうちょ銀行では、定型の取引口座調査依頼書が局に備え付けられ

ている)。また、合わせて貸金庫の契約の有無も照会することが望ましい。

また、被相続人名義の預貯金については、管理人は、選任後速やかに相続財産法人名義へ変更届をしなければならず、あるいは、相続財産管理人名義（「亡甲野太郎相続財産管理人乙野次郎」）の預金口座を開設し、被相続人名義の預金口座を解約して預け替える必要がある。

Q 預貯金の解約は必要ですか？

A 必ずしも被相続人が口座を開設した本店または支店で解約の手続きをしなければならないわけではありません。現在は各支店で手続きの取次をしてくれるところも多いようですが、金融機関によって取扱いが異なるため、事前に確認したほうが良いでしょう。

### c 財産引継

#### i) 動産類

面接調査の機会を利用して、相続財産の引き継ぎを行う場合には、管理人は、現金、預金通帳、貴金属、鍵等を面前で受領し、受領書を交付した上で、自らの金庫、貸金庫等で管理すべきである。初対面の管理人に管理していた金品を引き渡すことになるので、管理人も配慮が必要である。時には、裁判所の面接室等を利用することも考えられる。

換価するまでの間の動産等の保管方法については、動産の種類にもよるが、書画骨董や貴金属等の高価な物は、貸金庫、貸倉庫等を利用し、保管料を払って管理することが相当である。しかし、換価見込額と比べて保管料が高額な場合や相続財産が乏しい場合等は、やむを得ない措置として、信頼のおける者に動産の保管を相続財産管理人からお願いすることも考えられる。また、換価価値のない動産の場合は、早期に廃棄しなければならないが、この場合、裁判所の許可は不要である。いずれにしろ、保管に費用を伴う場合は、できるだけ早期に処分すべきであろう。

建物内に居住者がいる場合において、当面継続して居住をしていても相続財産の管理上問題がない場合（例えば、長年連れ添った内縁の妻）であれば、そのまま建物内に残置し保管することができる。また、居住者がいない（空き家）場合には、戸締まりをしっかりとった上で、交換価値のある動産を建物内において保管し、交換価値のない動産（下着類、雑誌類、布団など）については、管理人の指揮の下廃棄することができる（権限外行為の許可は不要である）。



Q 家財道具等を処分するにはどうすればよいでしょうか？

A リサイクル業者に依頼すれば、売却できる物とセットで回収してくれますが、換価額はほとんど期待できません。家財道具の中に高価なものがあれば、別途、売却した後で、回収業者に依頼する方法もあります。賃借不動産の場合は、早急に明渡す必要があり、また、自宅不動産を売却するためにも、家財道具の処分は必要であり、就任後早急に取り掛からなければなりません。

Q 所在不明の自動車を処分するにはどうすればよいでしょうか？

A 通常普通自動車は、警察署に盗難届を提出し、受理証明書の交付を受けて、陸運事務所に抹消登録の申請をすることができますが、盗難の事実が明らかでない場合は、警察で盗難届が受理されないこともあります。盗難届が受理されない場合は、陸運局で、「一時使用中止」を原因とする抹消登録手続きを行うことができるとも言われていますが、陸運事務所によって取扱いが異なることもあるため、必ず事前に相談してください。

なお、軽自動車、自動二輪等の廃車手続等の受付は市区町村となっています。

## ii) 不動産

不動産の財産引継については、原則として現地調査の際に行う。事実上の管理人から不動産の現状を聴取する。管理人は、以後その不動産が相続財産管理人の管理下にあることを示すために適切な処置を講じなければならない。例えば、立て札を立てる、建物の玄関に看板を立てるなどである。

建物の内部が汚損している場合には、清掃業者に依頼することになる。

また、不動産を賃貸している場合であれば、賃料が支払われているか等賃貸借契約の現状を把握し、賃料の振込先の変更や賃貸借契約自体の解除等検討することになる。

Q 区分所有建物の管理費の清算は必要ですか？

A 任意売却の場合は、売却までの建物管理費は、相続財産法人が負担しなければなりませんので、債権者との交渉時に、金額を調査しておく必要があります。不動産競売の場合は、競売手続きの中で処理されますので、別途支払い等の必要はありません。

Q 賃貸借契約は解除すべきですか？

A 原則として、被相続人が借りていた家の賃貸借契約は、賃料の発生を抑えるため、早期に契約を解除して、建物の明渡しをすべきです。相続財産管理人選任後から明渡しまでの賃料は相続財産法人の不動産の管理費用となります。しかし、内縁の妻等の同居人がいる場合は、借地借家法第36条により、当該同居人が1ヶ月以内に承継の手続きをすれば住み続けることができますから、同居人の意向を確認したうえで賃借権の承継等の手続きを進めるべきでしょう。

一方、被相続人所有の賃貸物件に賃借人がいる場合には、賃借人のいる状態で売却した方がいい場合もあるため、あわてて賃貸借の契約解除をするのではなく、より高く売却できる状態を検討すべきです。

d その他

水道光熱費等の継続的供給契約の処理については、残債務があるかどうかを確認しつつ、随時解約手続を進めていかなければならない。ただし、建物内に交換価値のある動産（着物、絵画等）があり、建物自体がセキュリティ会社と契約している場合には、電気と電話については契約を解約することができないケースがあるため、諸機関と打ち合わせをする必要がある。

Q 下水道、上水道、電気、ガス、電話代の支払いはどうしたらよいでしょうか？

A 本人死亡後の費用は、相続財産法人の債権に相当するため、支出を伴う不要な契約は早期に解除の手続きが必要です。しかし、不動産処分等の前の管理に必要な、水道、電気などの契約は継続し、相続財産から支払わなければなりません。

③ 財産目録作成

管理人は財産目録作成義務を負っているが、これは管理人が適切な管理業務を遂行するために不可欠である。財産目録の作成時期及び裁判所への提出時期に関しては、特に規定はないものの、選任後1ヶ月～2ヶ月以内に、第1回目の管理報告書と合わせて提出するのが通常である。

不動産については、資産証明書（固定資産評価証明書）を役場から取り寄せ、また必要があれば登記簿謄本を取得し、財産目録を作成する。動産については、品目、規格、数量など動産を特定する事項を記載する。預貯金の口座については、金融機関名（支店名）、預貯金の種類（普通、当座など）、口座番号、口座名義、残高を記載する。生命保険があれば、保険会社名、証券番号、保険金額、保険金受取人等を記載し特定する。

Q 財産目録作成時の記載評価額はどう記載すればよいでしょうか？

A 就任当初の財産目録（1ヶ月～2ヶ月以内）には、以下の内容を記載すればよいでしょう。

- a. 不動産については、固定資産評価証明書を添付して、固定資産評価額。
- b. 解約前の定額預金・出資金、受取手形、敷金等券面額のあるものについては、券面額。
- c. 普通預金等については、預貯金の種類、口座番号、口座名義、（開始決定後記帳できれば記帳後の）の残額。
- d. 電話加入権は財産価値がなく、換価できないことが多いため、ゼロ評価もやむを得ませんが、金券ショップ等で買取りが可能な場合は換価した額。
- e. 換価前の自動車は、ディーラー等の査定書の額、または中古車販売店等の見積額。売却後は売却価額。
- f. 売掛金・貸付金等については、請求可能額。

以後、順次提出する財産目録は、換価後の金額や、実際に回収できた金額を記載します。

相続財産管理人は、他の財産管理人と違い、清算が目的の管理人であるので、請求があるときは、相続債権者への報告義務がある（民954）。

④ 管理状況の報告（資料5、6）

管理人は、就任後管理終了までの間、必要に応じて、相続財産の状況及び管理の計算を報告しなければならない。就任後1～2ヶ月の間に、第1回目の管理報告書を裁判所に提出することになるが、2回目以降は、相続人搜索の公告期間が経過した場合、権限外行為の許可を受けて相続財産を売却した場合、新たな財産が発見された場合などに管理報告書を提出していくことになる。

⑤ 民法第103条の行為

管理人の権限は、権限の定めのない代理人の権限と同様、民法第103条所定の権限のみである（民28）。その権限を超える行為については、裁判所の許可が必要となる。

保存行為とは、管理すべき財産の現状を維持するために必要な行為である。例えば、建物の修繕や消滅時効の中断、期限の到来した債務の弁済、腐敗しやすい物の処分等である。

利用行為とは、物や権利から利益を得る行為等である。例えば、家屋を賃貸する場合である。

改良行為とは、物や権利の価値を増加させる行為等である。例えば、無利息で金銭を貸しているものを利息付きに変更する行為等である。

利用行為や改良行為は、物又は権利の性質を変えない範囲内でなければならない。

⑥ 権限外行為について（資料12-①）

前述の管理人の権限を超える行為をする場合には、基本事件の管轄権をもつ裁判所が管理人の権限外行為許可の審判をする。

a 廃棄処分

財産的価値のある財産の廃棄処分は、権限外行為許可を受けなければならないが、無価値の財産の廃棄については、許可を受けなくてもなく、管理人の判断により廃棄することができる。ただし、無価値であることが判断できない場合も少なからずあるので、管理人は慎重な判断を要する。管理人が判断できない場合には、基本事件の裁判所に指示を仰ぐ必要がある。

b 寄付

被相続人が生前に寄付の意向を示していたことが客観的に認められるが、意思表示までしたとは認められないうちに死亡した場合に、権限外行為許可を受けて寄付することができる。

c 登記手続

不動産登記申請は、いうまでもなく権利者と義務者の共同申請により登記を申請することになる。相続財産法人が登記権利者である場合には、管理人の権限内の行為として登記申請をすることができるが、一方登記義務者となる場合には、権限外行為として原則的に裁判所の許可を要することになる。

i) 生前の売買契約の履行としての登記申請

被相続人が売主として、被相続人の生前に買主との間で売買契約を締結していた場合、所有権移転登記手続を未了のまま被相続人が死亡した場合には、所有権移転登記申請義務は相続財産法人に承継されるので、管理人は相続財産法人の代理人として、売買代金の授受を確認した上で、所有権移転登記申請をしなければならない。この行為は、期限の到来した債務の弁済と同視し、裁判所の許可を得る必要はない。

被相続人から売買等を原因として被相続人名義の不動産の所有権を譲り受けた者については、それまでに対抗要件を備えていないのであるから、当該譲渡を受けた財産を除くその余の相続財産をもって他の相続債権者及び受遺者に対する弁済が可能な限りにおいてのみ、相続財産法人に対し、所有権移転登記手続を請求できる。

(最高裁判所判例解説民事編平成11年度(上)55 参照)

ii) 時効取得を原因とする登記申請

時効取得者が相続財産法人を被告として当該不動産の時効取得を原因とする所有権移転登記手続を命ずる給付判決を得た場合は、時効取得者が登記権利者として単独申請することになるので、裁判所の許可を受ける必要はない。

時効取得を原因として、時効取得者を登記権利者、相続財産法人を登記義務者として、共同申請する場合には、管理人は、裁判所の許可を得てこの申請をすることになる。登記実務上もこの登記申請をする場合には裁判所の許可書を添付しなければならないとされている(登記研究492号119頁)。

d 売却・無償譲渡

管理人による相続財産の売却処分、無償譲渡は民法第103条所定の範囲を超える行為であるので、裁判所の許可を要する。

相続財産法人は最終的には国庫に帰属することになるので、国庫に引き継ぎしやすくするためにも、相続財産の金銭化が図られることになる。

i) 不動産(資料11-①、11-②、12-②)

管理人は、不動産を売却するにあたっては、利害関係人の意向を踏まえて、売却の時期、対象、売却価格、売却方法等を検討しなければならない。

相続債権者(徴税官庁としての国、自治体含む)がいる場合で、相続財産法人を構成する現金・預貯金では債務の弁済をまかなえない場合には、速やかに不動産の売却を検討しなければならない。不動産の売却は、競売によるほか、任意売却によってもすることができる。より迅速に、より高価に換価できる方法を選択することになる。

Q 不動産の任意売却はどうすればよいのでしょうか？

A 担保権者の残債権額が、不動産評価額を上回っていても、全ての債権者が同意すれば、各弁済額を縮小して、任意売却することもできます。この場合には、売却にかかる相続財産法人の負担をすべて明らかにし、売却にかかる時間、財産管理人の労力その他諸々の費用等、不動産競売手続きと比べて、どちらが相続財産法人にとってメリットがあるかを検討しなければなりません。

不動産の売却許可を申請する場合には、買受人の住所氏名、売買価格を明記し、売買契約書（案）、近隣不動産の市場価格のわかる資料を添付する必要があります。

なお、相続財産管理人が不動産を任意売却する場合、売買契約書には、一般的に瑕疵担保責任に対する免責条項が加えられていますが、仲介業者を交えて、瑕疵担保責任を負うことができない事情をきちんと説明して、善管注意義務を尽くさなければなりません。相続財産管理人は、消費者契約法における「事業者」とみなされると考えられます。

## ii) 動産等

動産等の処分にあたっては、当該動産が取引上の価値があるかどうかを判断し、また、保管の費用等も考慮しながら、売却し現金化するのか、誰かに無償譲渡して保管費用を軽減させるのか、あるいは無価値であるとして廃棄処分をするのか判断することになる。

Q 仏壇・仏具は換価の対象になりますか？

A 仏像、位牌等、礼拝又は祭祀に直接必要な物は、換価の対象ではありませんが、誰も承継する人がいない場合は、被相続人と関係のある寺院等に相談してみることをお勧めします。

なお、仏壇、仏具を美術品、または骨董品として所持している場合は、換価することが可能な場合もあります。

Q 自動車の売却手続きはどうすればよいのでしょうか？

A 相続財産管理人の資格証明書と印鑑証明書を添付して、譲渡証明書に実印を押印して、買受人とともに所有権移転登録手続きをしなければなりません。被相続人の最後の住所と車検証の住所が異なる場合は、住所移転の確認資料が必要です。通常、仲介した中古自動車の販売業者が手続きを代行してくれますが、個人間の売買の場合は、買受人に書類を渡すだけで手続きがされていないこともあり、譲受人の起こした事故の責任を問われたり、譲渡後の自動車税が請求されたりすることがあります。必ず、登録名義が変更されているかどうかを確認しておかなければなりません。

なお、換価できない車両の場合は、ナンバープレートを陸運局に持って行って廃車手続きをすることができます。

e 貸付金等の回収

当該貸付金が消滅時効にかかっていないかを確認し、債務者に対して、内容証明郵便等の方法で催告する。それでも、弁済がない場合は、立証の可否も含めて、債権回収の可能性、回収にかかる費用・時間等総合的に考慮して、請求の方法を検討する。

また、債務者に弁済の意思があっても、長期にわたる分割を認めることはできないので、一定額で和解することもやむを得ないと思われる。

いずれにしても、裁判所とよく協議して決めることになる。

f 訴訟行為

相続財産管理人は相続財産法人の代表者であり、法人が存立しなかったとみなされる場合は、相続人の法定代理人とされる（民955、956）。したがって、相続財産に関する訴訟については、相続財産法人が当事者適格を有し、管理人はその代表者として訴訟に関与することになる（資料A）。

裁判所の許可を要しない訴訟行為であっても、管理人と裁判所は十分協議をしながら手続を進めていくことが望ましい。

i) 訴えの提起

相続財産法人を原告として訴えを提起することは、敗訴によって相続財産法人の権利が否定されることになり、処分性を有することから、原則として裁判所の許可を要する。ただし、時効の中断のためにする訴え、不法占拠者への妨害排除請求・明渡請求、無効登記の抹消請求は保存行為に該当し、裁判所の許可は不要となる。

Q 遺産である不動産の登記簿には、相続人が相続放棄したにもかかわらず、債権者代位で相続登記がなされているので、今回訴訟にて抹消登記をする予定ですが権限外行為の許可を受けなければならないのでしょうか？

A 無効登記の抹消登記請求は、保存行為とされていますので、許可を受けずに訴訟を提起することは可能です。なお、訴訟提起後その旨の報告はしておくべきでしょう。

ii) 訴えの取下げ

訴えの取下げは、訴訟が当初から係属していなかったものとみなされ、訴訟による権利や法律関係の確定が阻止されることとなるため、処分性を有するものとして裁判所の許可を要する。

iii) 応訴

第三者から相続財産法人を被告として訴えを提起された場合、管理人としてこれに応訴することは、保存行為に該当するため、裁判所の許可は不要である。

iv) 上訴

相続財産法人を原告又は被告として行われた訴訟において、相続財産法人が敗訴判決を得た場合に、上訴することは、保存行為に該当するため、裁判所の許可は不要である。

v) 上訴の取下げ

上訴の取り下げは、ii)と同様、処分性を有するため、裁判所の許可を要する。

vi) 請求の放棄・認諾

請求の放棄・認諾は、調書に記載されることによって確定判決と同一の効力を生ずることになるため、処分性を有し、裁判所の許可を要する。

vii) 和解

財産の全部又は一部を処分する内容の和解をすることは、処分性を有し、特に訴訟上の和解は、vi)と同様、調書に記載されることによって確定判決と同一の効力を生ずることになるため、裁判所の許可を要する。

viii) 調停

民事あるいは家事の調停を申立てることは、処分行為といえないので、裁判所の許可は不要となる。しかし、調停を合意することは、その調書に記載されることによって確定判決と同一の効力を生ずることになるため、処分性を有し、裁判所の許可を要する。

ix) 訴訟代理人の選任、解任

訴訟代理人を選任することは、保存行為といえるので、裁判所の許可は不要であるが、解任することは、処分行為として裁判所の許可を要する。

g 祭祀等の費用の支出

死亡した被相続人の相続人の存在が明らかでない場面においても、取り敢えず親族や近親の者が喪主となって葬儀を営むことになる。その際、喪主を務めた者が葬儀代や墓石代、被相続人が仏教徒の場合には永代供養を菩提寺にお願いするなど、多くの場合、喪主が様々な費用を支出することになる。後日喪主からその費用を「立て替えた」として相続財産法人の中から支払ってほしいと管理人に求められることがある。

本来、祭祀等については、これを執り行いたいと思う者が、その者の費用で行うべきものであり、相続財産法人の中から支出すべき法的根拠はない。

しかしながら、実務においては、被相続人とこれら祭祀等を執り行った又は執り行おうとする者との関係、被相続人の生前の意思、相続財産の額、祭祀等の費用の額を総合的に考慮し、これらの費用を相続財産の中から支出することが認められている。ただし、この費用を相続財産の中から支出することは処分行為に該当し、管理人は権限外行為の許可を裁判所から得なければならない。

なお、祭祀等を執り行った又は執り行おうとする者が、後に特別縁故者の財産分与の申立てを行う予定があり、被相続人と間に相当深い縁故の関係がある場合、特別縁故者として相続財産の全部（又は一部）の分与を認められ、祭祀等の費用が十分まかなえる場合であれば、敢えて権限外行為の許可を申立てる必要はない。しかしながら、死後縁故など、特別縁故者として認められるかが明らかでない場合には、権限外行為の許可を受け、祭祀等の費用は清算しておくことが望ましい。

h 許可を得ずになされた権限外行為

裁判所の許可を得ずになされた管理人の権限外行為は、無権代理行為として無効である。

追認の可否であるが、本人の立場にある相続財産法人は、意思決定機関がないので、追認ということはありません。事前に権限外行為の許可申立てがなされ、許可されていた場合であれば、事後的に権限外行為の許可申立てが認められる場合もあり、裁判所との協議が必要となる。

⑦ 不動産に対する登記手続き

管理人は、相続財産中の不動産の所有権その他の権利については、相続人不存在により相続財産法人が成立したことを公示するために、選任後速やかに相続財産法人名義への登記名義人表示変更登記を申請しなければならない。

## 5. 特別縁故者への財産分与

### (1) 特別縁故者への分与制度の趣旨

民法第958条の3には、「家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。」と規定している。

この規定は昭和37年改正によって新設された規定であるが、戦後の改正民法においては相続を遺産相続に一本化し、相続人の範囲を限定したため、相続人不存在により国庫に帰属される事案が少なくなかった。自らの意思で遺言をすることで不都合をなくすことは可能であるが、わが国では決して遺言が多数されているとは言いがたい状況であり、その財産を直ちに国庫へ帰属させるよりも、内縁の配偶者や事実上の養親子等の被相続人と何らかの縁故関係にある者に帰属させたほうが、社会的にも、また推定される被相続人の遺志としても適当であるとしたものである。

### (2) 特別縁故者の制度の法的性格

特別縁故者の法的性格については、一定の身分関係から当然に生じるものであるという考え方もあるが、通説は、国家の政策的見地から分与の審判によって初めて権利取得が形成される恩恵的な性格を有するものであると言われている。したがって、遺言無効確認訴訟の当事者適格を有しないとされている（最判平成6年10月13日家庭裁判所月報47巻9号52頁）。また、相続財産の分与請求は一身専属的な性格を有しているため、相続の対象とはならないとされているが、分与申立て後に死亡した場合は一種の期待権として相続されるとする学説、裁判例が多いようである。

### (3) 「特別縁故者」とは

#### ① 「特別縁故」の意味

規定上は、特別縁故のあった者として、a. 被相続人と生計を同じくしていた者、b. 被相続人の療養看護に努めた者、c. その他被相続人と特別の縁故があった者があげられている。a・bは例示とされているので、cの特別の縁故についてどのよ



うに解釈するかが問題となる。特別縁故者に該当するかどうかは家庭裁判所の判断に任されてはいるが、家庭裁判所も時代の要請を考慮してその判断を変化させている。

a. 被相続人と生計を同じくしていた者

同居とは異なる概念であり、家族的な共同生活を送りながら相続権のない者。

例：内縁の配偶者、事実上の養親子、未認知の非嫡出子、子の配偶者、おじ・おば

b. 被相続人の療養看護に努めた者

頻繁に被相続人のもとに通い、食事や身の回りの世話をした者。

例：近所の人、報酬を上回る献身的な世話をした家政婦もしくは看護師等

c. その他被相続人と特別の縁故があった者

被相続人と親族関係にあることのみをもって特別縁故関係を肯定せず、具体的な交流を吟味し、「生計を同じくしていた者」や「療養看護に努めた者」に準ずる程度の密接な関係があった者であり、通常の交際の範囲を超える者。

例：長年にわたって生活援助をしていた被相続人の亡き妻の妹

親子のように交流していた友人

被相続人から生活の援助を受けていた親族

② 特別縁故者の該当性が争われる場合

a. 死後縁故

被相続人が死亡した後に、葬儀等を執り行い、遺産を管理しただけの者について特別縁故者といえるかは問題であるが、立法者が、特別縁故があった者とは死後の縁故を想定していないことや、死後縁故を認めることが家制度の復活につながると考えられること、特別縁故が遺言制度の補充制度であること等を理由として、学説の多くは否定している。

葬儀・納骨等の費用負担は権限外行為の許可等で処理が可能な場合もあり、これらの費用負担者は特別縁故者としてではなく、債権者として管理人に申し出るべきであろう。

b. 法人、権利能力なき社団

特別縁故者は、自然人に限らず法人や権利能力なき社団も含まれるといわれている。

例：被相続人が入所していた社会福祉法人

被相続人が生前に経営していた学校法人

その他、宗教法人・地方自治体

c. 過去の縁故

相続人と過去のある時期において特別縁故関係があればよく、死亡当時まで引続いて存在する必要はない。

(4) 「清算後残存すべき相続財産」とは

相続財産の中には、分与可能か否かについて検討が必要な財産がある。

① 墓地

民法第897条は、「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する」と規定し、墓地の承継は祭祀承継の問題として処理すべきだとされている。

② 農地

昭和45年の農地法の改正により、特別縁故者への財産分与については農地法の許可が不要となった（農地3I⑫）。

③ 賃借権

特別縁故者への財産分与は相続には該当せず無償譲渡に当たるため賃貸人の承諾が必要となるが、譲渡が賃貸人に対する背信的行為と認めるに足らない特段の事情があるときは、解除権は発生しない（最判昭和28年9月25日民集7. 9. 979）ので分与できると考えられる。

建物所有を目的とする借地については、賃借人に建物買取請求権が認められており（借地借家14）、賃貸人の承諾に代わる許可を求めることができる（借地借家19）ので、この場合には解除されることは考えにくい。借家については賃借人が相続人なくして死亡した場合の同居者への承継の規定（借地借家36）があり、財産分与の規定による必要がない。

④ 慰謝料請求権

被相続人が交通事故により死亡した場合の慰謝料請求権等が、財産分与の対象となるか否かが問題となるが、不法行為による慰謝料請求権は、被害者が生前に請求の意思表示をしなくても相続の対象になるとの最高裁判決（最判昭和42年11月1日民集21. 9. 2249）があり、分与が可能と考えられる。通常は、管理人が取立てをして現金化した後、財産分与することが相当とされている。

⑤ 国庫債券

法律上譲渡が禁止されている国庫債券については、家庭裁判所の財産分与審判があれば、名義変更に応じて構わないとされている。

⑥ 共有持分

民法第255条は「共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する」と規定されているため、本条が優先するのか、それとも民法第958条の3が優先するかが問題となっていた。現在、最高裁判決により「共有者の一人が死亡し、相続人の不存在が確定し、相続債権者や受遺者に対する清算手続きが終了したときは、その共有持分は、他の相続財産とともに民法第958条の3の規定に基づく特別縁故者に対する財産分与

の対象となり、右財産分与がされず、当該共有持分が承継すべき者のないまま相続財産として残存することが確定したときに初めて、民法第255条により他の共有者に帰属することになると解すべきである」とされ（最判平成元年11月24日民集43巻10号）、登記業務もその判決を受け、従来の取り扱いを変更した（平成元年11月30日民三第4913号民事局長通達）。

**【共有持分が国庫に帰属するケース～最終的に民第255条の適用がないもの】**

1. 一筆の土地を線引きしてそれぞれが建物を所有するA、Bのうち、Aが死亡し特別縁故者もないことが確定したとき

民法第255条の適用がされると、建物は国庫に帰属し土地はBに帰属することになるので、この場合の土地は分筆・共有物分割を行なった上で、Aが使用していた部分は国庫へ帰属する。

2. 区分所有建物の敷地利用権

区分所有建物の敷地利用権が数人で有する所有権等の権利の場合、区分所有者は専有部分とその敷地利用権とを分離して処分することができず（区分所有22）、この場合には、民法第255条の規定は、敷地利用権には適用しない（区分所有24）と明記されている。

⑦ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権は、それぞれ特許法第76条、実用新案法第26条、意匠法第36条、商標法第35条で、相続人不存在のときは消滅すると規定されているので、分与の対象財産とはならない。但し、著作権は、著作権法第62条で分与の対象財産とされている。

(5) 「全部又は一部を与えることができる」とは

縁故関係の具体的な内容、程度が問題となり、全部分与か一部分与かの問題が生じてくる。ただ、血縁関係がないことを理由として一部分与するのは相当ではなく、縁故関係の内容が特定の財産の取得、管理に関するものに限られる場合や、縁故関係の具体的な内容、年齢、職業、諸般の事情が総合的に判断されるものと思われる。

(6) 特別縁故の申立手続

① 申立権者

分与を求める者のみが申立権を有し、管理人からの申立てはできず、職権による財産分与の申立てはできない。

なお、管理人自身が財産分与の申立てをする場合、管理人として職務の公正を失うため、管理人を改任される。

**【管理人が発見した特別縁故者の扱い】**

管理人が相続財産調査の過程で特別縁故者と思われる関係者（内縁の配偶者等）の存在を発見し、当該関係者が特別縁故者の制度を知らないか又は理解していないと思われる場合、管理人はどうすべきなのであろうか。（57頁参照）

② 管轄

被相続人の相続開始地の家庭裁判所である（家審規 9 9）。

③ 申立期間

相続人搜索公告期間満了後 3 ヶ月以内に申立てなければならない（民 9 5 8 の 3 II）。

公告期間満了前の申立ては、相続権を主張する者がいないまま公告期間を満了すれば、瑕疵が治癒され適法な申立てとして扱われるが、申立期間満了後の申立ては不適法である。なお、申立期間中に相続権の有無が係争中であつたり、認知請求訴訟を提起していた者が敗訴した後、申立期間満了後に申立てた場合は、適法として扱うのが通説である。

④ 申立書

申立書には、家庭裁判所が調査の端緒をつかむことが可能な程度に被相続人との特別縁故関係を具体的に明示する必要がある（家審規 1 1 9 の 2）。

添付書類は、申立人の戸籍謄本、住民票の写し、特別縁故関係が分かるものである。

(7) 審理

① 申立通知

家庭裁判所は、財産分与の申立てがあつた場合、遅滞なく管理人に通知する必要がある（家審規 1 1 9 の 3）、申立てが複数の家庭裁判所に申立てられる場合もある。その場合に相続財産管理人が複数の家庭裁判所に申立てられたことを知つた場合には、家庭裁判所から意見を求められる（家審規 1 1 9 の 5）までもなく、直ちに、家庭裁判所に通知する必要がある。

② 手続の併合

複数の申立てがされた場合、申立期間経過によって申立てが全て出揃つた後でないといふ旨の規定があり（家審規 1 1 9 の 4 I）、その場合、審理手続きを併合する必要がある（家審規 1 1 9 の 4 II）。

③ 管理人の意見聴取（家審規 1 1 9 の 5）

家庭裁判所は、審判前に管理人の意見を聴く必要がある。管理人は特別縁故関係の有無を知りうる状況にあり、その意見を聴くことで適正な審判をすることができると考えられている。

### 【意見書の作成指針】

管理人は、申立人が特別縁故者に該当するか否かを、自らそれまでに調査して知り得た情報をもとに、公正な意見を述べるようしなければならない。

具体的には、

- (ア) 特別縁故者と被相続人の関係について具体的な事情を述べ、
- (イ) 特別縁故者に該当するかしないかの意見を述べ、
- (ウ) その理由を明らかにした上で、
- (エ) 全部分与か一部分与か、分与額はいくらが相当か等の結論を述べるべきであり、
- (オ) 特別縁故者に該当しないとの結論のときには、他に使える手立はないのか(例えば、葬儀費用等の負担者の場合であれば、債権者として相続財産から実費を弁済する等)ということにも触れておくべきであろう。

#### ④ 換価手続等

家庭裁判所は財産分与の審判のために必要があると判断した場合、管理人に対し、遺産の一部又は全部について競売を命じることができる(家審規15の4Ⅲ)。また、相当と認める場合は遺産の任意売却を命じることにもできる(家審規119の6Ⅰ)。

なお、分与申立人は、その不動産が生活の基盤となっているような場合であれば、その旨を家庭裁判所に説明しておくべきであるが、事前説明にもかかわらず遺産の競売又は換価処分を命ずる審判がなされたとき等、審判に不服がある場合は分与申立人及び管理人は即時抗告できる(家審規119の7)。

#### (8) 審判

相続財産を分与するのが相当と認められた場合、その全部又は一部を分与する旨の審判がされる。この相当性の判断基準について具体的な規定はなく、家庭裁判所が縁故関係の内容、濃淡、程度等の一切の事情を総合調査して決定するものと解されている。

##### ① 主文例

###### ア. 全部分与の場合

「申立人に対し、被相続人の別紙相続財産目録記載の相続財産から、相続財産管理人の報酬その他管理費用を控除した残余財産全部を分与する」

###### イ. 一部分与の場合

「申立人に対し、被相続人〇〇の相続財産の中から金××円を分与する」

「申立人に対し、被相続人〇〇の相続財産から、別紙物件目録記載の不動産及び金××円を分与する」

##### ② 審判告知と不服申立て(家13、家審規119の7)

審判は、分与を認める審判、申立却下審判について申立人に告知され、管理人に対しては分与を認める審判についてのみ告知される。

告知方法は、この審判に対して即時抗告が認められているため、特別送達される。

③ 管理人に対する審判確定の通知

分与の審判又は申立却下の審判が確定した場合、書記官は遅滞なく管理人に対して通知する（家審規119の8）。

④ 分与の審判の効果

分与の審判によって、特別縁故者は被相続人から相続によって財産を取得するのではなく、相続財産法人から無償譲渡を受けたことになる。

税法上は、被相続人から遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の対象となる（相続税4）。

(9) 分与の実行

分与審判が確定すると、管理人は特別縁故者に対して遅滞なく財産を引き渡すことになる。財産引渡後、家庭裁判所に報告書を提出する。

① 現金、預貯金、動産

現金の場合は現金を引き渡し、預貯金等の場合は通帳と印鑑を渡すが、いずれにしても管理人は受領書を取得する必要がある。動産は現物を引き渡し、管理人は受領書を取得する。

② 不動産

特別縁故者が単独で移転登記することが可能であり、民法第958条の3の審判を原因とする所有権移転登記の申請をすることになる。

6. 相続財産管理人の報酬付与

(1) 報酬付与審判の申立て（資料14）

家庭裁判所は管理人に対して、相続財産の中から相当額の報酬を付与することができる（民953）。報酬付与の申立ての場合、財産目録のほか、財産管理事務の内容、管理状況、管理期間、管理財産額等の明らかとなる資料の提出が必要である。

【報酬付与審判の申立ての時期】

報酬を受け取る時期はすべての管理人業務終了後ということになるが、付与申立は特別縁故による分与の審判がなされる前に行っておく方がよい。特に、相続財産がわずかなときは、予め家庭裁判所に管理人報酬の考慮を求めておくべきであろう。

(2) 報酬付与の基準

管理人の管理行為の内容や財産の状況等を家庭裁判所が総合的に判断する。

(3) 審判の内容

報酬付与の審判は以下のとおり。

「申立人に対し、相続財産管理人の報酬として、被相続人〇〇〇〇の相続財産の中から金××円を付与する」

予納金の中から管理人報酬を支出する場合は、

「申立人に対し、相続財産管理人の報酬として、金××円を付与する」

(4) 不服申立て

報酬付与の審判が認容、却下いずれの場合であっても不服申立てできない。

(5) 家庭裁判所への報告

特別縁故者への支払いが終了し、自らの報酬を受領した後に、家庭裁判所に報告書を提出する。

## 7. 国庫帰属手続

特別縁故者からの財産分与の申立てがないまま、相続人搜索の公告期間満了から3ヶ月が経過したときの相続財産、又は分与の申立てはあったが却下されたとき又は一部分与の審判がされたことによって分与されなかった相続財産は、国庫に帰属する。

(1) 国庫帰属時期

国庫に帰属する時期は、現実に残余財産が引き継がれたときである。相続財産全部の引き継ぎが終了すると同時に管理人の代理権は消滅する。

(2) 財産の引継ぎ先

- ア. 当該財産の所在する所轄の財務局長等に引き渡されるもの  
不動産、有価証券
- イ. 当該財産の所在する所轄の家庭裁判所に引き渡されるもの  
現金・金銭債権、一般動産

**【国庫への帰属手続の際の注意点】**

国庫引継ぎ金額を確定させるため、予め管理人名義の預金口座を解約し、解約利息を含めた金額は保証小切手にして紛失等に十分注意して管理する必要がある。

通常の預金口座で保管すると、国庫への納付時点までに発生する金利も予め計算しておかなければならないという厄介な問題が生じるので、預金のままで保管する場合は決済預金として管理しておくべきである。

(3) 管理終了報告（資料17-①、17-②）

管理人は、管理終了事由の発生によってその管理業務を終了し、家庭裁判所に対し管理終了報告書を提出する。管理終了報告書には管理終了事由を記し、収支計算書、管理事務経過一覧表を添付する。

## 第2 相続財産管理人の実務

### (担保実行型：債務超過型)

ここからは、司法書士に依頼される相続財産管理人事件の中で、比較的多い類型である、単純な「担保権実行型」の事例をもとに、司法書士が行う財産管理人の目線で説明をしていきたい。

ところで、担保実行型と債務超過型はどのような類型なのか、総論部分の「管理人の職務」で説明されているが、ここでもう一度確認しておきたい。

担保権実行型とは、担保権を実行することを目的として申立てをする類型を指す。実務では、この担保権実行型の場合、担保の対象となっている不動産以外に被相続人の遺産がない場合が多い。そのため、担保権が実行（任意売却含む）されても財産管理人の手元に残る剰余金がないので、このまま、債務超過として財産管理人の職務を終了させることになる。

しかし、担保権実行型の場合でも、財産管理人が財産調査した結果、担保の対象となっている不動産以外の遺産を発見することもある。その場合は、財産管理人として清算業務を行うことになるが、清算後も残余財産があれば、特別縁故者等に引き継いだり、更に、剰余があった場合は、最終的には、国庫に納入して財産管理を終了させることになる。

また、債務超過型とは、積極財産より消極財産が多い場合を指す。積極財産を処分した結果、管理費用（管理人報酬含む）以上の剰余金がない場合は、債務超過型として配当もなく終了することになる。また、管理費用（管理人報酬含む）以上の財産が残ったが、債権者が競合している場合等は、債権者へ配当し終了させることになる。

結局、債務超過型は、受遺者や特別縁故者、国庫に引き継ぐ手続きが予定されていないものをいう。債務超過型の財産管理の終了とは、積極財産と消極財産の両方が皆無になるという点では、会社の清算終了と似ている。

債務超過型の中には、大型の破産管財事件のような複雑な配当等が予定されている事例もあると思われるが、司法書士に就任依頼がある事例の多くは、おおよそ、次のタイプに集約されるであろう。

Aタイプ	積極財産は、競売対象不動産のみであり、担保権者による競売実行（任意売却含む）をした結果、管理費用以上の剰余金がないタイプ ＝債権者への配当実施なし
Bタイプ	積極財産は、競売対象不動産以外にもあり、財産を管理人が処分した結果、管理費用以上の剰余金があるが、債権者が競合するタイプ ＝債権者への配当実施



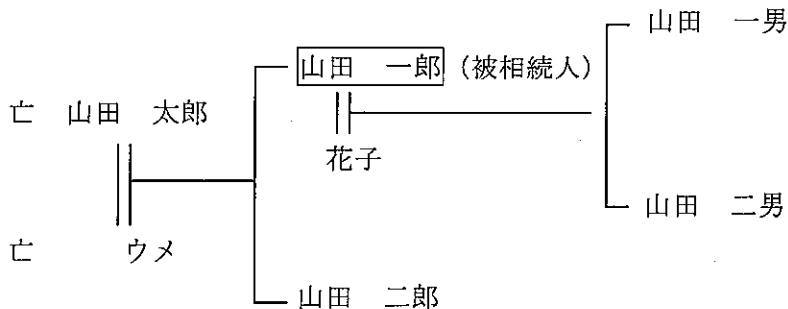
## 本事例（Aタイプ）

根抵当権者であるA銀行は、債務者である山田一郎が死亡したので相続人へ債務の承継について連絡を行ったところ、相続人全員が相続放棄をしたことが判明した。

そこで、A銀行は、不動産競売に必要な手続きである、「相続財産管理人選任申立」を行った結果、相続財産管理人として司法書士甲が選任された。

なお、A銀行が持っている情報は、次のとおりであった。

- ① 山田一郎は、平成20年2月7日死亡した。
- ② 山田一郎の相続人は次のとおりであるが、全員が相続放棄をした。
- ③ 山田一郎は、建設業を個人で営んでいたが、ここ数年は職人として勤めに出ていた。
- ④ A銀行が把握している山田一郎の財産は、担保物件（土地・建物）のみであり、担保割れしている。



Q 一時期、管理人を選任することなく、特別代理人（民訴35）を被相続人の代理人として競売申立てが受理されていたと聞きましたが、現在ではどうなっているのでしょうか？

A 執行裁判所によりまちまちであると思われませんが、現在では、不動産競売の申立ては、相続財産管理人を選任しないと受理しない裁判所が一般的ではないでしょうか。

なお、特別代理人選任の要件として「遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して」（民訴35）とあります。財産管理人選任を待っていては損害を受けるおそれがあるという事情は通常考えられないと思われします。

### 1. 管理開始から管理終了までの流れ

次の（1）から（13）は、上記事例（以下「本事例」という）について行う業務の概略であるが、一部を除いてこの順序どおりに行わなければならないものではない。

しかし、どの種類の相続財産管理人に選任されたのかを念頭におき、ある程度のシミュレーションをしておく必要はある。どの種類であっても、(4)と(6)、(7)、(13)は、特に遵守すべき業務であるので注意が必要である。また、相続財産に不動産がある場合は、(3)の手続きを早急にするのを忘れてはならない。なお、次の業務の順番で説明をし、よくある質問は、その都度Q&Aとして挿入しているので参考にしていきたい。

- (1) 選任審判書を受領
- (2) 事件記録の閲覧・謄写、財産調査、申立人等の聴取、財産引継
- (3) 相続財産法人へ名義人変更登記
- (4) 財産目録（負債目録含む）の作成及び提出
- (5) 裁判所から管理人選任の公告済通知書を受領
- (6) 官報販売所へ官報掲載依頼（相続債権者受遺者への請求申出の催告）
- (7) 知れたる債権者へ請求申出の催告書を送付
- (8) 地方裁判所から不動産競売開始決定書を受領
  - 落札されなかった場合の任意売却等の打合せ
  - 任意売却の場合の権限外行為許可の審判申立
  - 売却実施（開札期日・売却基準価格等）の通知書受領・配当表の入手
- (9) 請求申出期間満了 相続債権者（額）の一覧表を作成
- (10) 裁判所へ相続人搜索の公告の申立てをしない旨の報告書を提出
  - 債務超過型でない場合は、裁判所へ公告請求
- (11) 報酬付与申立
- (12) 届出債権者へ管理終了についての連絡書送付
- (13) 裁判所へ終了報告

## 2. 財産管理業務の開始

### (1) 選任審判書謄本の受領

① 選任審判書が唯一管理人の資格証明書となるので、誤記がないかを確認する必要がある。予め、審判書に「司法書士」の肩書きの記載をお願いしておくこと職務遂行上便利である。仮に、審判書に「司法書士」の肩書きがない場合は、家事審判規則第12条2項により、「相続財産管理人であることの証明書」の交付請求をするとよい（資料2-①、2-②）。

② 相続財産法人への変更登記については、審判書が登記原因証明情報となるので、審判書の記載によって、相続人不存在であること、被相続人の死亡年月日が明らかでないときは、これらの事項を証するものとして、被相続人の戸籍（除籍）謄本等を添付する必要があるとする質疑応答が存在する（昭和39年2月28日民事甲422号民事局長通達、登記研究457号118頁）。つまり、審判書に、民法第9.5.2条による相続財産管理人であるとの記載があれば戸籍等の添付は不要ということ

になる。

③ 相続財産管理人選任審判については、不服申立てが許されない（家14）

申立要件が備わっていると、相続財産の管理人が選任される。選任審判については、家事審判規則に即時抗告を認める規定がないので、選任審判が管理人に告知されたときに効力が生じる（家13）。つまり、財産管理人は、審判書を受領したときから職務がスタートする。この点は、即時抗告の規定がある成年後見開始の審判と相違するが、複数の財産管理人を選任できる点は成年後見制度と同じである。

④ 財産管理人はいつでも辞任することができる。

届出のみで許可は不要である（家審規118、32Ⅱ）。この点も、辞任許可について正当事由を要求している成年後見制度と相違している。しかし、専門家（司法書士）である以上、辞任についての合理的な理由は必要であろう。

(2) 事件記録の閲覧・謄写、財産調査、申立人等の聴取、財産引継

Q 審判書を受領し、いよいよ財産管理人としての職務を遂行するのですが、財産を調査するために評価証明書（無資産証明書）や登記事項証明書を手入したり、官報公告の費用を支払ったりしなくてはならないと思いますが、その費用や財産管理人の報酬は誰が負担するのですか？

A 破産法には、費用の予納の規定（破産22）や費用の仮支弁の規定（破産23）がある上に、費用の予納がないときは破産手続開始の決定がなされない（破産30）との規定もあります。また、予納額についても基準となる額を各地方裁判所は決めているので、申立人も費用の予納は予定しており、破産管財人は費用の予納で悩むことはないのではないかと思います。

一方、相続財産管理人が支弁する財産目録作成費用や管理計算費用等の清算に必要な経費は相続財産から支弁することができる規定（民27Ⅰただし書、家審規118、33Ⅲ）はあります。しかし、破産管財と同様に清算業務があるにもかかわらず費用の予納等についての規定がありませんので、費用の予納がなくても財産管理人選任の審判が行われることとなります。

なお、相続財産管理人の費用（管理人の報酬を含む）の財源確保については、実務的には次のとおりの運用がなされている場合が多いと思われます。

- a 特別縁故型の場合は、相続財産の中に預貯金等すぐに管理費用に充てられる財産がある場合が多いので、管理費用についての予納はなされない場合が多い。
- b 担保権実行型や財産があっても、それが不動産のみである場合、それが売却可能な不動産でない場合は、裁判所が申立人に予納させる場合が多い。
- c 基本事件の申立人が債権回収会社や銀行等の場合は、自ら予納をする場合が多い（小規模庁で、20万円～40万円程度）。

相続財産管理事件の費用や予納についての考えについて、参考になるとと思われる文献を紹介しておきます。

参考：相続財産管理人事件では、家裁の行う管理人選任公告（民952Ⅱ）や相続人捜索公告（民958）のために費用を要するほか、管理人報酬を相続財産の中から付与することができるとしている（民953、29Ⅱ）。また、管理清算手続きを進行させていく上では、財産目録の調整（民953、27Ⅰ）に要した費用を始め、種々の費用を生じることが見込まれる。そこで、相続財産に管理人の活動原資というべきこれらの費用を十分に賄うに足りる財源があればよいが、管理人選任事件の申立時において、相続財産で、これらの費用を賄うことができないと思われる事案（例えば、現金、預金等の流動資産がなく、担保権の設定された不動産のみである場合）では、これらの費用を捻出するための財源を確保しておく必要がある。しかし、家裁は、申立人に対し、これらの費用に充てる財源を確保するため、相当額の管理費用を家事審判規則第11条に基づき予納させることが出来るかが問題となる。これを否定する見解もあるが、①同条に規定する「事実の調査、証拠調、呼出、告知その他必要な処分の費用」という手続費用とは、事務処理のために直接必要な費用とされているところ、管理人選任に始まり国庫帰属等により管理終了となるまで一連の手続が想定されている相続財産管理事件においては、当該手続の過程で生じた管理費用は、正に事務処理のために直接的な費用といえること、②報酬・費用は管理人の管理行為に対して付与されるべきものであるところ、破産管財人や遺言執行者の報酬・費用はそれぞれ管理費手続費用に含まれると考えて、前記規則に基づく予納を命じることができると解するのが相当である。ただし、予納に応じないことが直ちに管理人選任の申立を却下するに当たるとする明文の根拠はない。（司法研究報告書 第55輯第1号「相続財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」37頁）

① 申立書の記録等から情報収集

管理人選任申立書には、申立ての実質的要件の一つである財産の存在を証するため、財産目録や資料が添付されているので、取り敢えず、裁判所で記録を謄写し、相続財産の概要を把握する。しかし、上記財産目録には申立人が把握した相続財産のみが記載されていることに注意を要する。特に、本事例のように、不動産競売のために申立てをする場合は、通常、競売の対象不動産しか財産目録に記載しないので、管理人自身の調査により全容を明らかにすることが必要である。

② 関係人から情報収集

- a 被相続人の近親者、内縁の妻、入所施設や病院の職員等、被相続人死亡後の事実上の占有者・管理者を把握する。
- b 申立人や事実上の管理者等に面接し事情を聴取する。相続放棄した配偶者や子等がいる場合は、それらの者が相続財産を事実上管理している場合が多いと思われる。関係人から事情を聴取することができない場合もあるが、次の③の方法で収集するしかないであろうし、それで十分だとされている。

③ 公的機関、金融機関、現場等から情報収集

- a 被相続人の最終住所地の役所へ評価証明書等の交付請求（あるいは無資産証明書）をする。

b 法務局で登記事項証明書、公図等を入手する。

c 不動産所在地の現地調査をする。

被相続人が、独居の高齢者で成年後見人等が選任されていなかった場合は、建物内に現金、有価証券、貴金属類等の動産、登記済証、預貯金通帳、印鑑、契約書、請求書、領収書等の重要書類が残されている可能性が高い。

ここで注意を要するのは、現地調査を行う場合は、申立人や事実上の管理者等の立会いを得たうえで実施するほうが望ましい（スリッパ、手袋、カメラは必ず持参）。

d 不動産の場合は、占有者の有無、占有者がいる場合は誰がどのような権原に基づいて占有しているのかの事実確認を行う必要がある。しかし、担保権実行が予定されている場合は、執行官による現地調査後に執行官と打ち合わせをするのも良いのではないかと考える。

e 被相続人名義の預貯金通帳を発見した場合や取引のある金融機関が判明した場合は、その取引先に対し照会をし、取引口座の有無、残高等の確認を行う。

⇒相続財産管理人名義の口座開設又は口座変更

「亡山田一郎相続財産管理人甲」に書き換えるか、口座名義はそのままで、管理人の届出のみとすることも可能である。

f 取引先が判明しなかった場合は、被相続人の最後の住所地付近の主要な金融機関に対して被相続人名義の取引口座の有無を照会する。

金融機関への照会や管理人届出等の際に、被相続人に関する除籍等の提出を要求される場合があるが、その場合は、選任審判書と一緒に送られてくる説明書等を利用し、不要であることを伝えるとよい（資料3-①）。

#### ④ 負債についての情報収集

a 未払い税金等の調査のため市区町村、税務署等へ通知を出す（資料4）。

b 現地調査や関係人からの情報で債権者の存在が判明する場合は、債権者への個別催告の準備をする。

★ 本事例の場合は、調査した結果、不動産については、基本事件の申立人の担保が設定されている不動産のみであった。金融機関の預貯金等の調査を実施したところ、B銀行とゆうちょ銀行に、合計4万円が残されていたので、解約し、現金管理をすることにした。A銀行の預金については、既に相殺済みであった。

★ 建物内部の調査は、鍵の引き渡し時に配偶者立会のもと行った。引っ越しの際に持ち出した物の聞き取りを行った結果、仏壇・位牌、衣類、アルバム等であった。建物内外の残置物は被相続人の物であり、処分されても異議はないとのことであったので、その旨を財産目録に記載することにした。

★ 負債については、配偶者から受領した郵便物の中に、消費者金融2社の請求書があったので、債権者一覧表に記載することにした。

なお、本事例の場合は、後日、消費者金融から送られてきた取引履歴表により利息制限法で引き直し計算した結果、過払い金はなく、債務が残ることとなった。

Q 金融機関等に管理人の届出（口座開設）をする際に、被相続人の死亡の記載のある除籍謄本等を要求されましたが、必ず提出しなければならないのでしょうか？

A 審判書に、被相続人の死亡年月日が明らかであり、民法第952条による相続財産管理人である旨が記載されていれば、管理人の本人確認資料の他に除籍謄本等の添付は不要です。なお、裁判所によっては、選任審判書とともに資料3-②の書面が送付されてきますので、それを参考にして金融機関へ説明されるといいでしょう。

Q 財産の中に被相続人が居住していた建物がありますが、被相続人死亡後、空き屋となっています。財産調査の一環として、相続財産管理人に配達するよう郵便局へ依頼できますか？

A 郵便物から判明する資産や負債も多いので、被相続人宛の郵便物を管理人事務所へ配達してもらうことは大変有益ではあると思います。しかし、現在のところ、被相続人宛の郵便物を管理人が転送を受けて直接受領することができるとする根拠はありません。郵便法第35条の郵便物の転送の規定は、受取人が転居した場合に、届出後1年間に限り、転居先に転送することを許容しているにすぎませんので、管理人としては、建物を管理する際に郵便物を確認するしかありません。

なお、破産法には、「職務遂行のために必要があると認めるときは、破産管財人に郵便物等を配達するように裁判所から嘱託をすることができる」という規定（破産81I）があります。

### (3) 相続財産法人へ名義人変更登記

管理する財産に不動産がある場合は、管理人選任後、速やかに所有権登記名義人氏名変更登記を行う。

⇒相続人不存在により相続財産法人が成立したことを公示するため。

⇒通常は、評価証明書を入手後速やかに行う（相続財産法人の成立を知らない債権者等の利害関係人が相続人名義に代位で相続登記をしてしまうおそれがある）。

#### 【登記手続きの注意点】

□ 登記の原因：「年月日相続人不存在」（※年月日は被相続人の死亡年月日）

□ 変更後の事項：「氏名 亡〇〇〇〇相続財産」

被相続人の最後の住所と登記簿上の住所が相違している場合には住所も記載

□ 被相続人が生前に第三者から譲渡を受けたが、いまだ譲渡人名義となっている不動産については、一旦、第三者から「亡〇〇〇〇」（亡被相続人）名義に所有権移転登記を行った上で、相続財産法人名義への「所有権登記名義人氏名変更」登記を申請する。

□ 未登記建物等については、まず、「亡〇〇〇〇」（亡被相続人）名義で表題登記、所有権保存登記を申請した後、相続財産法人名義への「所有権登記名義人氏名変更」登記を申請する。

□ 被相続人が不動産を残して死亡した。ところが、相続人が不分明である。このとき、被相続人の債権者が、相続財産管理人を選任することなく、当該不動産に対して、競売申立を行い、その競売申立受理証明書が代位原因証明情報として、当該不動産の登記名義人の表示を相続財産法人とする代位による変更登記申請は受理できる（登記研究718号 平19.12.203頁）。

★ 本事例の場合は、申立人であるA銀行は、不動産競売のために相続財産管理人選任の申立てを行っているので、相続財産法人名義への「所有権登記名義人氏名変更」登記が完了した後、その旨の連絡等を行った。

Q 登記事項証明書を入手したところ、債権者代位で相続登記がされていたことが判明しました。この相続登記は、相続財産管理人選任の審判書に、民法第952条の記載があり、相続人があることが明らかでないことが分かるので、相続財産管理人が単独で相続登記の抹消ができるのでしょうか？

A 登記研究651号（平14.4.275頁）カウンター相談139によると、相続財産管理人が単独で抹消登記申請をした場合は受理しない扱いとなっていますので、相続人との共同申請で抹消するか、管理人が訴訟を提起して、判決で抹消することになります。

参考のために、カウンター相談の回答の要旨を紹介しておきます。

相続債権者の代位申請により、一旦相続人名義の相続による所有権移転登記がなされた後、相続人全員が相続放棄をしたため、相続人不存在となった場合、相続財産管理人は、相続登記を錯誤により抹消し、被相続人名義にした後、続いて相続財産法人名義への「所有権登記名義人氏名変更」登記を申請する。

#### (4) 財産目録（負債目録含む）の作成及び提出

##### ① 財産目録・負債目録の様式

選任審判書が送達される際に、注意事項や財産目録、管理事務経過一覧等の様式が同封されているので、その様式を利用するとよい。

なお、通常利用されている管理事務経過一覧は、事務の内容と現金出納帳が一覧できるようになっているので便利である（資料5）。

##### ② 財産目録を家庭裁判所に提出する期限

a 後見事件（民853）と違い、法定されているわけではないが、後見事件の場合を参考に、1～2ヶ月程度を目安に提出するのが妥当（裁判所が期限を示している場合が多い）。

b 全調査が終了していなくても、現時点でどの財産を管理するのかを記載すればよいので、できれば期限内に提出しておき、その後判明した財産や負債があれば、その都度追加報告すればよい。

c 財産目録作成の段階で、明らかに積極財産より消極財産が上回っている場合は、報告書にその旨を記載しておくことよい。特に、予納金が納められていない場合は、裁判所から基本事件の申立人に対し、早急に予納の通知をしてもらうように上申

書を提出することも必要であると思われる。

③ 相続財産の管理状況及び管理計算の報告

a 選任後管理の終了までの間、必要に応じて、相続財産の状況及び管理の計算を報告しなければならない（家審規118、33）。

b 第1回の管理報告書は、財産目録の提出とともに行うケースが多い。

第2回以降の報告書は、相続債権者・受遺者に対する請求申出の催告の官報が届いた後や請求申出期間が経過した後等、相続財産の清算に向けて一定の手続段階において提出するのがよい。また、財産の処分等、管理状況に変動があった場合にも報告する。

★ 財産調査を行った後、財産目録を作成し、第1回目の報告書を裁判所に提出した（資料6）。

(5) 裁判所から相続財産管理人選任の公告済通知書を受領（資料7）

公告掲載日を把握し、2ヶ月の満了日を確認しておく。資料1のフローチャートに選任公告掲載日と満了日を記載しておくこと、次の(6)で行う官報取次店との打合せのタイミングがわかるので便利である。

なお、管理人選任後、1ヶ月半程経過しても裁判所から通知書が届かない場合は、裁判所へ問い合わせる必要がある。

(6) 官報取次店へ官報掲載依頼（相続債権者受遺者への請求申出の催告）

管理人が直接行う公告は、この公告（相続債権者受遺者への請求申出の催告）のみである。

① 裁判所が行った管理人選任公告後2ヶ月を経過してもなお相続人があることが明らかでないときは、官報取次店に掲載の依頼をする。依頼するときは、審判書と裁判所からの公告済通知書を添付すると間違いがない。

② 請求申出の公告・催告を行う時期

家庭裁判所による管理人選任公告の官報掲載日の翌日から2ヶ月が経過しても相続人が現れなかった場合、遅滞なく行うこととなっているので、実務では、予約をしている。この公告は、管理人の義務であり、これを怠り相続債権者・受遺者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すべき義務を負う（民957Ⅱ、934）ので注意が必要である。

【実務の工程】

官報取次店へ、予約とともに具体的掲載日等の打合せをする（資料8）

↓

官報取次店から、「官報公告等掲載申込書」が送られてくるので、必要事項を記載して返信する。公告掲載料を支払う

↓



官報掲載

↓

官報が届く

↓

官報掲載部分の写しを添付して裁判所へ報告（資料9）

- ・掲載料1行2,854円×11行～12行＝31,394円～34,248円
- ・この公告費用は、管理費用として相続財産から支出するか、一旦立替えておき、委任の費用償還請求として最後に償還を受ける。

(7) 知れたる債権者へ請求申出の催告書を送付（資料10-①、②、③）

- ① 管理人が知れたる債権者になした債権申出の催告は、債務の承認（民147）としての時効中断の効力が生ずることになる。
- ② 本事例のように、担保権者が申立てをしているので、少なくとも知れたる債権者1名は存在していることになる。知れたる債権者から債権を届けてもらい、債務超過であるのかどうかを予想することにより、最後の公告である「相続人搜索の公告」の申立ての要否を検討することになる。

(8) 地方裁判所から不動産競売開始決定書を受領

後日、執行官から連絡があるので、管理人が行った現地調査等についての情報提供等をして協力する。なお、執行官からも情報が提供されるので、記録に残しておくとうい。また、執行官によっては、管理人に連絡しない場合もあるが問題はない。

- ① 不動産競売の結果、落札されなかった場合に備え、担保権者に対し、処分についての意向を問い合わせしておくのがよい（資料11-①、②）。

② 財産の換価の方法

ア) 競売

管理人は、相続財産を売却する必要がある場合には、これを競売に付さなければならない規定（民957Ⅱ、932本文）となっているが、実務では、競売ではなく、任意売却が利用されている。なお、この競売については裁判所の許可は不要である。

⇒形式競売。担保権の実行としての競売の例による（民執195）。

イ) 任意売却（資料12-①、12-②）

管理人は、家庭裁判所の権限外行為の許可を得て、相続財産を任意売却することができる（民953、28）。

裁判所の監督指導の下、適正な時期、適正な価格による売却処分を行わなければならない。

⇒競売より高価に、より迅速に売却できる。

- ③ 不動産の競売が進行し、売却実施（開札期日・売却基準価格等）の通知書を送付されてくるので、落札されたかどうかをインターネットで確認するとよい。落札さ

れ、売却代金が入金されると配当期日の通知書が届くので、裁判所への報告の際に添付するので配当表は必ず入手する。また、売却基準価格は、落札されず、任意売却となった場合の参考となる。

(9) 請求申出期間満了後相続債権者（額）の一覧表を作成

① 請求申出期間前の弁済の拒絶

管理人は、請求申出期間前においては、原則として相続債権者・受遺者からの請求を拒絶することができる（民957Ⅱ、928）。

② 相続財産の上に、特別の先取特権、質権、抵当権を有する債権者は請求申出期間中であっても、担保権の実行をすることができる。

(10) 裁判所へ相続人搜索の公告の申立てをしない旨の報告書を提出（資料13-①）

① 民法第958条の公告が不要の理由

管理人が相続債権者・受遺者からの請求申出を受けた段階で、既に残余財産が皆無であることが判明したり、債務超過が明らかになった場合等には、解釈上、この公告をする必要はないとされているので、財産目録と債権者一覧表を添付して、裁判所へその旨の報告をする。

② 債務超過ではない場合、つまり、管理費用（管理人報酬含む）や債権者への弁済等を行っても財産が残ることが予想される場合は、管理人は、裁判所に対し、相続人搜索公告請求申立をする必要がある。（資料13-②）

この公告費用は、申立て後、裁判所から予納（約3,670円）の通知が送られてくるので、相続財産から支出するか、一旦立替えておき、委任の費用償還請求として最後に償還を受けることになる。

③ 裁判所は、相続人搜索公告を行った後、管理人へ公告済であることを通知する（資料13-③）。

(11) 報酬付与申立（資料14）

債権者への配当（弁済）ができるような剰余金がある場合は、配当を実施する前に報酬の額を決定してもらう。この審判書謄本は、普通郵便で送られてくる。

配当が予定されている場合、報酬付与の審判の申立ての際に、配当予定表を添付するとよい。なお、申立用印紙800円と切手代は、管理費用とはならないので、管理人が負担することになる。

【報酬付与審判の主文例】

相続財産から支弁（民953、29Ⅱ）する場合

「申立人に対し、相続財産管理人の報酬として、被相続人〇〇〇〇の相続財産の中から金〇〇〇〇円を付与する。」

予納金の中から支出する場合

「申立人に対し、相続財産管理人の報酬として、金〇〇〇〇円を付与する。」

Q 報酬付与の審判書が届きましたが、どのような方法で受領すればいいのですか？

A 管理している現金・預貯金がある場合は、その中から直接受領することになります。また、管理している現金・預貯金に残金がない場合は、予納金から支払ってもらうこととなります。通常、管理人から裁判所へ、報酬と公告費用等の立替金の請求書（振込先記入）を提出すると、裁判所が指定された金融機関へ振り込まれますので、確認後、裁判所へ領収書を提出することとなります。

(12) 届出債権者へ管理終了についての通知書送付（資料15）

本事例のような担保権実行型の類型は、競売対象不動産しか財産がなく、その不動産が落札された結果、積極財産は皆無となるが、消極財産である債務が残ってしまう場合が多いので、管理を終了させるには工夫が必要となる。

Q 全ての財産を換価（不動産競売含む）しましたが、結局、負債が残ってしまいました。どのようにすれば終了報告を裁判所にすることができるのでしょうか？

A 既述しましたように、相続財産管理が終了するのは、会社の清算終了と同様、すべてがゼロの状態になることとされています。

裁判所によっては、処分できない不動産等の財産を残したまま終了させたり、消極財産があったとしても、積極財産が皆無であれば、債権者に何らの手当もしないで終了報告を受理していることもあるようですので、予め、裁判所と打ち合わせを行って下さい。その際は、できれば書面で行うようにして下さい。

参考：【債務超過の場合の処理方法】

相続財産が債務超過の状態にある場合には、相続財産の清算は、破産手続きによる清算と異なり、積極財産の範囲で相続債務を弁済してもこれだけでは終了しない。

相続財産法人の清算手続きである以上、最終的には積極財産（資産）と消極財産（負債）をいずれもゼロの状態にしなければ法人自体が消滅しない。

すなわち、積極財産をもって相続債務を弁済してもなお相続債務が残るときは、何らかの形でこれを法的に消滅させなければならない。この場合、相続財産管理人は、相続債権者・受遺者に任意的かつ個別に交渉し、相続債務の免除（民519）をもらっている。

債務超過の場合には、上記のほか破産手続きによる清算が考えられるが、実務上、管理人は、債務超過が判明した時点で、法定の弁済時期、順序、方法等に従った配当表を作成し、相続債権者等に残債務を免除する旨の書面を求めるか、あるいは、配当により管理終了させることを手続上明確にさせる趣旨から、管理終了に関する同意又は管理終了することについて異議がない旨の書面を求めている。また、そのような書面がなくとも、相当期間内に配当することについて異議がなければ黙示的に免除されたものと解することにより、債務超過の状態を解消し、相続財産の清算を結了する運用を行っている。

（司法研究報告書 第55輯第1号「相続財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」より）

上記を要約すると、債務超過型の場合は、次の方法により終結させることになると思われるが、通常は、cの場合が多い。

- a 債権者から免除（放棄）証書等の書面の交付を受ける方法
- b 配当により終了することに同意する書面の交付を受ける方法
- c 相当期間内に配当した結果、消極財産を残したまま管理を終了することに異議がなければ黙示的に免除がされたと扱う方法
- d 債権者自ら相続財産の破産手続開始の申立てをしてもらう方法

※（相続財産法人と破産）

#### 平成16年改正の破産法第224条

相続財産については、相続債権者又は受遺者のほか、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者（相続財産の管理に必要な行為をする権利を有する遺言執行者に限る。）も、破産手続開始の申立てをすることができる。

#### 旧破産法第136条2項

### (13) 裁判所へ終了報告書提出（資料17-①）

本書では、債権者への終了についての通知の書式は、前記cの内容となっている。実務では、債権者が異議を申し出ることはないが、説明を求める連絡が入ることもある。管理人としては、相続財産管理の終了について説明不足にならないよう注意することが必要である。

## 3. 弁済の順序・配当について学ぼう

小規模の相続財産管理人選任事件においては、通常、本事例のように担保が設定された不動産以外に価値ある財産がないものが多い。担保権実行で売却される場合は、執行裁判所が租税等を含む配当手続きを行うので、財産管理人が配当で悩むことはない。また、担保不動産を任意売却することがあっても、売却代金で滞納固定資産税の全額を支払うことを担保権者が同意すれば、残りを担保権者へ弁済するだけであり、相続財産法人へ組み入れられる剰余金がなければ、この場合も配当で悩むことはない。

財産管理人の調査の結果、申立人が把握していない不動産や預貯金等の財産が判明することもある。その場合でも、相続債権者が競合していなければ配当を実施することはないが、もし、競合した場合の配当に備えて、配当についても基礎知識が必要となる。

なお、債権者の競合とは、債権者が複数存在し、相続財産法人に帰属している財産から、管理費用（財産管理人の報酬含む）や租税等を差し引いた残額で、債権者に全額支払えない場合のことである。

ところが、相続財産管理人がする相続債権者への弁済については、弁済の順序（民957Ⅱが民929、931、935の規定を準用）の規定はあるが、破産管財の場合のように、破産法に詳細な規定があったり、充実した実務書もないのが現状である。

財産管理人は、租税債権者や相続債権者へ説明をしたり、交渉をしたりすることも業務の一つである。そこで、同じ清算手続きである破産管財人が行う弁済や配当等の初歩的な知識を再確認する意味から、以下は、弁済や配当等の基礎的な部分の解説をしたい。

(1) 相続債権者への弁済・配当

債権者にとっては、管理人がいつ、いくら支払ってくれるのかが一番の関心のあるところである。実務では、管理人へ債権届出をすると同時にその旨の問い合わせをしてくる債権者もいる。管理人としては、取り敢えずは、弁済の時期と順序と周辺知識を知る必要がある。

- ① 請求申出期間前に返済請求があった場合は、管理人は、原則として相続債権者・受遺者からの請求を拒絶することができる（民957Ⅱ、928）。
- ② 相続財産の上に、特別の先取特権、質権、抵当権を有する債権者は請求申出期間中であっても、担保権の実行をすることができる。
- ③ 相続債権者が競合する場合は、残余財産から財産管理費用（報酬含む）を差し引き、相続債権者へ配当する。
- ④ 弁済の順序は次のとおりとなっている（民957Ⅱが民929、931、935の規定を準用）。

【第1順位：優先権を有する債権者】

優先権を有する債権者とは、相続財産の上に、留置権、特別の先取特権、質権、抵当権等を有する債権者である。判例では、これらの債権者が優先的な扱いを受けるためには、優先権である担保権について、相続開始時までに対抗要件を具備していることが必要としている。

（最判平成11年1月21日民集53・1・128）

【第2順位：請求申出期間内に請求申出をした債権者その他知れたる債権者】

優先権を有する債権者への弁済が完了した後、なお残余財産がある場合は、第2順位の債権者へ弁済（配当）する。

ア 残余財産の価格が債務総額を上回っている場合は、全額を弁済する。

イ 残余財産の価格が債務総額を下回っている場合は、各債権額の割合に応じた配当となる。

この債権額とは、元本、利息、遅延損害金の全てを含むのか、含むとした場合も損害金の起算点等に関して実務上は一定していない。しかし、債権者の同意を得られれば、債権額を元本とすることも可能であるので、管理人としては、残余財産や相続債権額が確定した段階で、配当弁済案を提示して同意の可能性を探ることになる。

【第3順位：請求申出期間内に請求申出をした受遺者その他知れたる受遺者】

第1順位、第2順位の債権者へ弁済が完了した後、なお残余財産がある場合のみ、受遺者に弁済する（民957Ⅱ、931）。

【受遺者が一般の相続債権者よりも劣後する理由】

- ① 相続債権者の権利は、通常は、対価的に債権を取得しているとみられるのに対し、受遺者は必ずしもそうではない。
- ② 相続債権者と受遺者を同順位にすると、相続債権者を害する意図で遺贈

が行われるおそれがある。

- ③ 特定物が遺贈された場合には、遺言の効力発生と同時に物権的効力を生じ、特定物の所有権が特定債権の遺贈であれば当然に債権が受遺者に移転するとされる（大判大正5・11・8）。しかし、受遺者が他の相続債権者や受遺者に対しこの遺贈による権利取得を主張するには、対抗要件を具備しなければならない（最判昭和39・3・6民集18巻3号437頁）ので、劣後することになる。

**【第4順位：相続債権者・受遺者】**

請求申出期間内に請求申出がなく、かつ、知れなかったために除斥された相続債権者・受遺者は、第1順位、第2順位及び第3順位への弁済が完了した後も残余財産がある場合に限り弁済を受けることができる。

ここでも、一般債権者より受遺者は劣後する。

Q 相続債務の中に、固定資産税や自動車税の未納がある場合、弁済にあたってどのように対応すればよいのでしょうか？

A 破産法では、財団債権となる租税等、優先的破産債権となる租税等、劣後的破産債権となる租税等の規定がありますので、それに従って支払うこととなりますが、相続財産管理制度には、破産法のような規定や実務の事例が多くないのが現状のようです。そこで、国税、地方税等の租税が錯綜し、相続債権者への配当が複雑となる場合は、破産法第224条により財産管理人は、相続財産の破産手続開始の申立てを行い、破産手続に移行することも考慮すべきだと思います。

Q 担保権が実行され、抵当権者は被担保債権の一部を回収しましたが、固定資産税については、全額残ってしまいました。相続財産は、管理費用（管理人報酬含む）や固定資産税とその延滞税を全額支払っても、預貯金が約400万円残ります。

なお、相続債権者3社の債権総額（元本合計）は約1,000万円となっていますが、固定資産税と延滞税を全額支払ってもかまいませんか？

A 租税等の場合は、第1順位の優先権を有する債権者と考えられるので、全額支払ってもかまわないと思いますが、競合する債権者が存在しているとのことですので、管理人としては、市区町村担当者に対し、破産手続に移行した場合は、全額弁済ができないことや債権者が競合していることの事情を説明し、できるだけ減額に応じてもらうように働きかけることも必要ではないかと思います。

**【破産法で財団債権となる租税等】**

- ① 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権であって、破産手続開始当時、まだ納付期限の到来していないもの又は納期限から1年を経過していないもの（破産148I③）
- ② 破産手続開始後の原因に基づいて生じた請求権であっても、破産財団の管理、換価及び配当に関して生じたもの（破産法148I②）

**【破産法で優先的破産債権となる租税等】**

- ① 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権であって、前記①に該当しない本税及びこれに係わる延滞税・利子税・延滞金

Q 第1順位の優先弁済権をもつ担保権者と一般債権者がいる場合に、配当を実施するときは、その担保権者も配当に加わることができるのでしょうか？

A 弁済の順位については、民法に規定がありますが、配当や配当の方法についての直接の規定がありませんので、同じ清算手続きである破産法の規定や破産管財の実務の取扱いを参考にはいかがでしょうか。

以下、破産管財の実務の中から、配当に関係する部分を援用し、担保権者が配当に加わるには、どのような要件が必要か検討してみました。

- ① 競落されていない場合は、担保権実行によって弁済を受けることができない債権額（担保不足額）を疎明した金額により配当に参加  
→この場合は、不動産評価書、不動産業者の査定書や金融機関の内部の査定書等の提出が必要だとされています。
- ② 担保権を放棄（解除）した場合は、残債権全額について配当に参加  
→この場合は、担保権抹消登記後の登記事項証明書の提出が必要です。
- ③ 落札済の場合は、弁済（配当）後の残債権額について配当に参加  
→この場合は、競売手続開始決定書（写し）と配当表（写し）の提出が必要です。
- ④ 財産管理人による任意売却済の場合は、売却代金充当後の残債権額について配当に参加  
→この場合は、売買契約書（写し）・弁済充当計算書等となりますが、これらの書類は管理人が所持しています。

(2) 配当表を作成する際に注意する事項（資料16-①、②）

- ① 管理費用（管理人の報酬含む）を確定し、相続財産から差し引いておく。
- ② 相続財産に預貯金がある場合は、予め解約しておき、解約時までの利息を含めた配当原資額を確定させる。
- ③ 配当の際は、債権元本を基礎として計算すること、振込の場合は、振込手数料を差し引くことの詳細を得ておく。
- ④ 作成した配当表を裁判所に提出し、意見を求めておく。

(3) 配当を実施した後、裁判所へ終了の報告書を提出

配当金を振り込んだ後、領収書の発行依頼と管理終了の通知書を送付しておくとい（資料17-②）。

### 第3 特別縁故者に対する財産分与について考える

清算が終了して残った相続財産は、被相続人と特別縁故のあった者からの請求により、その請求が正当であると認められればその請求者に分与され、なお残余財産がある場合には国庫に帰属することになる。

つまり、資産が負債を超過する資産超過型の事件では、特別縁故者に対する財産分与の申立てがなされる場合があり、相続財産管理人としては、その可能性を認識しつつ管理業務を行わなければならない。

そして、相続財産管理人は、この請求の正当性について裁判所に意見を述べることになるが、制度の趣旨を十分に理解したうえで判断をしたいものである。

そこで、ここでは、特別縁故者に対する財産分与と相続財産管理人の管理業務の関係を捉え、どのような点に留意して管理を行うべきか、また、どのような点に着目して財産分与の正当性を判断すべきかを考えてみたい。

ただし、これはあくまで考え方の紹介であり、事件の持つ個別の事情や時代背景によって、その考え方には違いや変化が生じるであろう。

#### 1. 特別縁故者に対する財産分与と相続財産の管理方針

「特別縁故者に対する財産分与は、相続財産の清算が完了し、残余財産を国庫に帰属させる前の、いわば最終段階での手続きである。しかし、特別縁故者からの申立てがあつて初めてその内容を把握していたのでは相続財産管理事件の適正かつ迅速な処理は望めない。特別縁故者に対する財産分与の審判の内容によって、相続財産の清算の方法が異なってくる場合もあり得るからである。特別縁故者に対する財産分与の申立人は、相続財産管理人選任事件の申立人でもあるという場合が多いから、相続財産管理人選任事件の申立ての時点において、申立人の主張する特別縁故関係の概要を把握しておき、そうでない場合であっても、できるだけ初期の段階で、特別縁故者に対する財産分与の申立てがされるかどうか、どのような者からどのような内容の申立てがされるかについて情報を収集し、見通しを立てておく必要がある。」

(司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」91頁)

特別縁故者に分与する財産は、現状有姿のまま分与することが良いこともある。ならば、その分与財産について換価処分などを試みる必要はなく、相続財産管理人はその他の財産の換価などに集中することができる。

つまり、特別縁故者に対する財産分与は相続財産の管理方針に大きく影響することがあり、相続財産管理人としては、早期の段階で、特別縁故者に対する財産分与の見通しを立てておくことが必要になるだろう。

そこで、相続財産管理人としては、管理を始めるうえで次の点に着目しておきたい。



(1) 相続財産管理人選任の申立ては、誰からなされたのだろうか

相続財産管理人選任の申立ては、

- ・ 特別縁故者からの申立てか、そうでない者からの申立てか
- ・ 特別縁故者からの申立てであれば、何を目的とした申立てか

祭祀等を執り行い、または執り行おうとしている者が、特別縁故者として財産分与の申立てをする場合がある。その者に特別縁故が認められ相当な財産が分与される場合はよいが、そうでない場合もあることを考えておきたい。

被相続人との生前の縁故関係が薄い、あるいは被相続人の死後に祭祀等を執り行うなど死後縁故しかない者は、自らが立て替えた、あるいはこれから必要な祭祀等費用の実費分を支払ってもらえればよいと考えていることも多く、特別縁故者への財産分与手続きを待たずに清算できれば財産分与の申立てをしないことも考えられる。また、そもそも死後縁故しかない者を特別縁故者として認めることには疑問があるので、特別縁故者に対する財産分与の段階において、祭祀等費用などの清算が既になされていれば、特別縁故の判断において死後縁故を特に考慮しないでもよいことにもなるだろう。

そこで、相続財産管理人選任の申立てが、祭祀等費用等の清算を目的としたものである場合には、申立てをした者が、

- a. 死後縁故しかない場合
- b. 被相続人との生前の縁故関係が薄いため特別縁故者と認められる可能性が低い、認められるとしてもごく一部の分与に留まる場合
- c. 初期の段階においては特別縁故者と認められるかどうかの見通しがつけ難い場合

には、できるだけ権限外行為許可の手続きによって祭祀等費用等の清算をしておくことが、事件を処理するうえで効率的であり、後の特別縁故の判断においても効果的であろう。

※相対して、申立人から相談を受けたときは

祭祀等を執り行い、または執り行おうとしている者から特別縁故者に対する財産分与の申立ての相談を受けた場合、前記に照らし、相続財産管理人に対して権限外行為の許可による清算をお願いするのがよい。特に死後縁故しかないなど、特別縁故者として認められることが明らかでない場合には、注意が必要である。

(2) 財産分与の申立てをする人は他にいないのだろうか

相続財産管理人選任の申立てが特別縁故者からなされたものでない場合には、特別縁故者に該当する者はいないのか、また、特別縁故者からの申立てであっても、他に特別縁故者に該当する者はいないのか、さらにその特別縁故者に財産分与の申立てを行う意思があるのかなど、財産分与の申立てがなされる可能性について情報を収集しておく必要があるだろう。

(3) 特別縁故者であるとする申立人に特別縁故は認められるだろうか

特別縁故の認容性については、後記2「特別の縁故とは」で考えてみたい。

(4) 申立人はどのような財産分与を望むのだろうか

たとえば内縁の配偶者が申立人となる場合には、居住している不動産の分与を望んだり、またそのような分与が適当であると判断できることがある。

特別縁故が認められると思う場合には、分与の内容や程度までを事前に考慮して、相続財産の管理処分方針を検討することになるだろう。

## 2. 『特別の』縁故とは

民法第958条の3が定める特別縁故者とは

- a. 「被相続人と生計を同じくしていた者」
- b. 「被相続人の療養看護に努めた者」
- c. 「その他被相続人と特別の縁故があった者」

※ a bは例示、cはa bに準ずる程度の密接な関係があった者をいう。

### <考え方の流れ>

「自然的血縁関係が認められる場合には、そのこと自体切り離すことのできない因縁であって、縁故関係は相当濃いものと認めるのが相当であり、具体的実質的な縁故の有無のみにより決すべきではない」

(大阪高決昭和44年12月24日家月22巻6号59頁、判タ255号317頁)

とする審判例も過去にはあったが、通説的見解は、「被相続人との間に存在した具体的実質的な縁故関係の程度(客観的要素)および生前の言動等から推測される被相続人の意思(主観的要素)をもって判断の基準とすべきであり、被相続人との親族関係の存在が上記判断基準の一要素とはなり得ても、そのことのみによって特別縁故関係が肯定されるものではない」としている。

現在の実務においては、被相続人と親族関係にあることのみをもって特別縁故関係を肯定することはせず、具体的な交流の内容、程度等を吟味し、申立人と被相続人との交流が通常の親せき付き合いの範囲を超えないものであれば、「特別の」縁故関係までは認めらないとして却下することが多い。

(東京家審昭和60年11月19日家月38巻6号35頁、長崎家審平成2年1月26日家月42巻9号41頁ほか)

従って、現在の実務の大勢も上記通説的見解と同様の立場に立っているものと思われる。

(司法研究報告書第5.5輯第1号「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」92頁)

どのような者が特別縁故者に該当するかは、家庭裁判所の裁量に委ねられている。民法第958条の3に定められた「被相続人と生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」は特別縁故者の例示であると考えられているが、その例示の内容に照らしてみても、特別縁故者に該当するか否かの判断は、抽象的な親族関係の遠近ではなく、具体的実質的な縁故関係の濃淡が基準となっている。

そこで、相続財産管理人としては、どのような視点で特別縁故を捉えればいいのかを考えてみたい。

### (1) 過去の判例を参考にしてみよう

どのような者が特別縁故者に該当するかは、家庭裁判所の裁量に委ねられているため、一概に判断することは難しい。過去の判例は参考となりうるが、縁故の事情はそれぞれに違うため、判例の中身を十分に把握して判断材料とする必要がある。たとえば、職業的看護者（つまり看護師や家政婦のように正当な報酬を受けて看護を行っていた者）や本人の世話をしていた老人ホームに特別縁故を認めた例はあるが、その表面的形式的な特徴だけを捉えて特別縁故の可能性を判断することは、特に特別縁故者であるとする者からの財産分与の申立の相談を受けるうえでは危険である。縁故の事情は様々であり、過去の判例はあくまで参考にしかなりえない。しかし、特別縁故が認められる者の傾向をつかむという意味においては、たいへん役に立つだろう。

### (2) 時代の変化の中で捉えてみよう

たとえば、縁故内容が通常の交際の範囲を超えないと判断される場合、特別の縁故は認められない。そもそもこの「通常の交際の範囲」とは、どの程度の交流をもっていうのだろうか。核家族化が進み、親族間だけでなく地域や友人との交流も希薄になっている現代において、かつては「通常の交際の範囲」であるとされた考え方はそのまま通用するのだろうか。

また一方で、親族間の交流が希薄になったからといって、たとえば老人ホーム等の施設や病院が長年身寄りのない者の療養看護に努めたことを、特別の縁故と考えるべきだろうか。特別の縁故と考えるには自らが受けた対価以上に献身的な世話をしたことが必要であることは言うまでもないが、高齢者・障害者福祉サービスの拡充や成年後見制度の利用が見られる中で、制度やサービスの存在を知り利用に導くべき立場にある施設や病院が、それを利用せずに行った行為を過大に評価できるだろうか。私人間の交流の希薄化と同時に社会化されていくサービスの状況にも目を向けなければならないだろう。

## 3. 特別縁故者に対する財産分与の相当性と分与の程度

特別縁故者に対して相続財産を分与するには、「分与することが相当であること」が必要である。

では、民法第958条の3が定める相当性とは

民法第958条の3は「相当と認めるとき」と規定するのみで、相当性を判断する基準については明らかにしていない。

学説は「特別縁故関係の内容・厚薄・程度、特別縁故者の性別・年齢・職業・教育程度、残存すべき相続財産の種類・数額・状況・所在その他一切の事情を調査し、これを参酌して決めるべきである」と説く。

では、民法第958条の3が定める分与の程度とはなにか。

民法第958条の3は「清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる」と規定するのみで、どのような場合に全部分与とし、あるいは一部分与とするかは明らかにしていない。

そこで、分与の相当性については、次のように考えられている。

＜分与の相当性についての判断＞

「特別縁故者の概念それ自体、裁量の余地の広い概念であるため、実際の審理（審判官の判断過程）においては、分与の相当性についての判断は実質的に特別縁故関係の有無の判断の中に取り込まれており、特別縁故者であると認められれば、特段の事情のない限り分与の相当性も認められるのが通常である。

従って、申立人が特別縁故者であると認められた場合には、

- ①分与の相当性を否定すべき特段の事情があるかどうか
- ②相続財産の中で分与の対象となり得ないものがないかどうか
- ③分与が相当であるとして全部分与が認められるか、一部分与にとどまるか
- ④一部分与が相当であるとしてどのような財産をどの程度分与するのが相当かといった問題を検討すべきこととなる。」

（司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」97頁）

（1）分与の相当性が認められない特段の事情とは

被相続人が死亡してから長期間経過した後に分与の申立がされた場合、または、被相続人と重婚的内縁関係があった者からの申立てで公序良俗違反であると判断された場合など、その一部のケースにおいて、特別縁故者であると認められるが分与の相当性が認められないとされた審判例がある。

（2）分与の対象となり得ないものとは

第1. 相続財産管理人（総論）5. 特別縁故者への財産分与（4）「清算後残存すべき相続財産とは」を参照。

（3）全部分与か、一部分与か

全部分与か一部分与かは、一般的には縁故関係の強弱により判断されるだろう。つまり、濃い縁故関係が被相続人の死亡時まで長期間にわたって続いていれば、全部分与となる可能性が高い。これに対し、縁故関係が薄い、あるいは、縁故が特定の時期に限られている、または、縁故関係が特定の財産の取得や維持管理等に限られているとするならば、一部分与にとどまることになるだろう。

また、被相続人の意思は重要な判断材料となるので、遺言類似の書面が遺されている場合や被相続人が生前に周囲に言い残していたことなども考慮に入れることができるだろう。特に申立人が法人等の場合、被相続人の意思に反しないことも分与の条件と考えられる。

一般的に縁故関係が強いと考えられるケースは

- e x. 特別縁故者が長年同居して被相続人の面倒を看てきた
- 特別縁故者が長年経済的援助をしてきた結果、相続財産が残った
- 特別縁故者が長年被相続人から援助を受けてきた
- 特別縁故者は被相続人が深く関与して作られた法人である

一般的に縁故関係が弱いと考えられるケースは

- e x. 特別縁故者が被相続人の面倒を看てきた期間が短い
- 特別縁故者が援助した財産で被相続人のある特定の財産が形成された

つまり、特別縁故者の行った被相続人に対する財産的貢献の度合い、精神的貢献の度合い、逆に被相続人から受けていた経済的援助の度合いを考慮し、そこに被相続人の意思を加えながら、分与の度合いを判断していくことになるだろう。

(4) 一部分与の内容や程度は

一部分与が相当であると判断した場合、どのような財産あるいはどの程度の財産を分与するのがいいのか。

縁故関係の内容から考える

- e x. 特定の財産の取得や維持管理等に関する縁故であれば、その特定の財産を分与してはどうか

特別縁故者の希望、生活状況等から考える

- e x. 内縁の配偶者等被相続人と同居していたケースであれば、居住用の不動産を分与してはどうか

分与額を考える

- e x. 介護保険制度や成年後見制度など社会化されたサービスの報酬額を判断基準にしてはどうか

#### 4. 特別縁故者に対する財産分与と相続財産管理人の職務

(1) 相続財産管理人に求められる仕事

家事審判規則第119条の5

「家庭裁判所は、相続財産の処分に関する審判をするには、管理人の意見を聴かなければならない。」

「管理人は、相続財産法人の代表者として相続財産を管理・清算すべき職務を有し、その職務遂行の過程において、相続財産の現状を把握するとともに、被相続人の縁故関係を知り得る立場にあり、その意見を聴くことによって、適正な判断をすることができると考えられるからである。」

(司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」105頁)

相続財産管理人に対する意見聴取の方法は法文上特に定められてはいないが、実務上、この意見聴取は相続財産管理人から裁判所に対し「意見書」を提出する方法により行われている。

(2) 意見書に求められるものは

相続財産管理人の意見において重要なのは、財産の分与をすべきか否かの結論だけではない。上記のように、裁判所が適正な判断をするための材料を提供することが目的であり、そのためには、十分に調査をし、縁故の具体的事情とそれに基づいて判断した理由を付して、中立的また客観的な立場から意見することが求められている。

(3) 意見書を書くためにすべきことは

意見書を書くためには十分な事情の調査が必要になる。何を調査すべきかは、家庭裁判所の調査方法を参考にしてみるとよい。

### 家庭裁判所の調査方法

#### 「家事事件の調査方法について（上巻）第36節」（法曹會）より抜粋

1. 人定事項
  - ア. 申立人 ……氏名、生年月日、本籍、住所、職業（学籍）
  - イ. 被相続人 ……氏名、死亡年月日、死亡時の住所
2. 申立てのいきさつ
  - ア. 申立ての動機、経緯 ……申立ての直接的動機となった事実
  - イ. 申立人の状況 ……申立人の生活歴、心身の状況、家庭状況、経済状況
3. 被相続人の状況
  - ア. 生活歴および家族関係 ……生活歴、相続人の有無、同居者の有無及びその生活実態
  - イ. 被相続人の死亡時の状況
    - ① 死亡原因（病名、入院の経過等）
    - ② 看護の実態（看護者、費用の負担者等）
  - ウ. 葬儀、祭祀の状況 ……葬儀及び祭祀の執行者名、その費用の負担者
  - エ. 被相続人の生前の遺志の有無及びその内容
4. 特別縁故の内容、程度
  - ア. 被相続人との身分関係
  - イ. 被相続人との生活関係  
被相続人と同一生計であった場合は、その時期・期間・生活費の分担状況等

- ウ. 被相続人の療養看護に努めた場合は、その実態（療養の場所、方法、程度、経費負担の有無）
- エ. その他特別の縁故に当たる場合は、申立人の被相続人に対する金銭的・精神的援助の有無及びその内容・程度
- オ. 被相続人の葬儀、祭祀の状況（執行の状況、墓碑、位牌、経費負担者）等
- カ. 分与についての具体的希望
- 5. 相続財産の状況  
清算後の相続財産の内容、現状、管理状況等
- 6. 財産管理人について
  - ア. 分与の相当性、分与の程度、方法についての意見
  - イ. 報酬付与申立ての見通し
- 7. 関係者の意向  
申立人に対する分与の相当性及び程度についての意向

以上を参考に、申立人からのみの事情聴取だけでなく、被相続人が入所していた施設や他の親族等の関係者からも積極的に情報を収集して、客観的な判断材料とすべきである。

(4) どのような意見書を書くべきか

意見書の要点として、以下の3点をあげる。

**要点 1** 申立人は特別縁故者にあたるか

- ① 申立人と被相続人との関係
- ② 申立人の生活歴、生活状況
- ③ 申立人の被相続人に対する具体的な関わり

など縁故関係の有無を判断する根拠となる事実を述べ、その縁故関係の程度から申立人が特別縁故者に該当するか否かの意見を述べる。

**要点 2** どの程度の財産を分与するか

- ① 縁故関係の濃淡
- ② 被相続人の遺志
- ③ 清算後の財産の状況
- ④ 申立人の財産分与に対する具体的な希望

などを考慮し、全部分与か一部分与か、一部分与であれば分与の内容・程度についての意見とともに、そう判断した理由を述べる。

**要点 3** その他の事件処理に関すること

たとえば、特別縁故者としての財産分与が相当でないと判断した場合、申立ての動機に祭祀費用等の清算が含まれているのであれば、その費用を弁済すべきか否か等意見を述べておくことも必要であろう。

また、同じく特別縁故者としての財産分与が相当でないと判断した場合、相続財産管理人選任の申立てが当該特別縁故者によるものであれば、申立費用を自然債務

として残余財産の中から弁済することも考えられる。

これらの場合は、裁判所の許可を得て、残余財産から支出することになる。



『資料 特別縁故者に対する財産分与の申立に関する意見書（例）』

平成 年(家)第 号特別縁故者に対する相続財産分与申立事件

意 見 書

〇〇家庭裁判所 御中

平成 年 月 日

亡〇〇太郎相続財産管理人

□ □ □ □

頭書事件について、亡〇〇太郎相続財産管理人は、以下のとおり意見を述べる。

1. 申立人と被相続人の関係

申立人は被相続人の弟(〇〇次郎、以下「次郎」という)の妻である。

被相続人は昭和35年に婚姻したが2年後に離婚し、子どもはなく、以来独身で過ごしてきた。次郎は平成19年に死亡しており、次郎にも子どもはない。

2. 申立人の生活歴および被相続人との関わり

(1) 同居の有無

申立人は昭和38年、次郎と婚姻した。次郎は二男であったので、実家を出て別所帯を構えることになり、当時実家で暮らしていた被相続人と同居することはなかった。

(2) 交際の程度

被相続人は離婚後実家に戻り、以来実家で親と同居する生活をしていた。申立人は次郎とともに盆暮れ正月など実家に帰省していたので、その度に被相続人と顔を合わせていた。

(3) 特別の縁故に関する事情(生前の関わり)

昭和54年被相続人と次郎の父が、昭和57年同じく母が病気で倒れ、入退院や家での生活に世話を要するようになった。申立人は当時専業主婦となっていたので、仕事が忙しい被相続人に代わって両親の世話をした。申立人は隣町から2日に一度両親の元に通い世話をした。昭和58年父が、昭和60年母が死亡したので、申立人が両親を世話した期間は約7年間である。なお、このとき両親の遺産として残っていたものは、ほぼ実家の家土地だけであったので、すべて長男である被相続人が相続した。平成17年、被相続人が脳出血で倒れ、片麻痺が残って身体が不自由になった。申立人は次郎とともに、入退院の手続きをし、平成18年被相続人が家での生活に戻ってからは食事の差し入れや日用品の購入等身の回りの世話をした。申立人は次郎とともに2日おきに被相続人の元に通い世話をした。

平成19年2月、次郎が病気になり療養が必要になった。申立人は次郎の世話で自由が利かなくなったので、被相続人には施設に入所してもらうことになった。被相続人の入所契約では申立人が身元引受人となり、施設からの連絡を受けることになっ

た。

平成19年11月、次郎が死亡した。以来申立人はほとんど被相続人に会うことはなかったが、被相続人の家に届いた郵便物の管理をしたり、右手の不自由な被相続人に代わって書類を書いて提出したり、また、施設からの連絡先になるなどして、被相続人の生活を支えた。

#### (4) 特別の縁故に関する事情（死後の関わり）

平成20年8月、被相続人が死亡した。申立人は葬儀一切を執り行い、葬儀費用（布施料等含む）として、金××万円を支払った。申立人は元気である限り、今後も年忌法要等を執り行っていくつもりである。

### 3. 特別縁故者の該当性

申立人と被相続人は生計を同じくしたこともなく、また、交際の程度も当初通常の親族の交際の範囲であったと思われる。しかし、被相続人が脳出血で倒れてからは、被相続人の療養看護に努めた経緯があるので、申立人は民法第958条の3第1項の特別縁故者に該当するものと思われる。

### 4. 相続財産分与の程度

申立人が被相続人を療養看護した期間は約4年間であり、決して長いとは言えない。また、平成17年から約2年間は2日おきに被相続人の元に通い世話をするなど看護内容は濃密であったが、その後被相続人は施設に入所し、日常の看護の必要性が無くなったので、看護内容は濃密ではなくなった。

しかし、申立人が夫である次郎の療養看護と同時に被相続人の世話を努めたこと、そのときの精神的負担、すでに70歳を超えた年齢であったことを考慮すると、申立人の行った療養看護は相当の評価に値する。また、被相続人の葬儀一切を執り行ったこと、今後も年忌法要等を執り行う意思があることから、これら費用の弁償も考慮するべきであろう。

申立人は申立人が支出した葬儀費用等と今後の年忌法要等の費用の支払いを主な目的として申立てを行ったものであり、現金での相続財産の分与を希望するものである。

相続財産管理人が管理している被相続人の相続財産は、現在預貯金で金××××万円である。〇〇家は申立人亡き後は祭祀を承継する者がなく、被相続人についてはいずれ永代供養を行う必要も生じることから、申立人が支払った葬儀費用等に加え、今後の供養料を考慮し、また、被相続人を療養看護した経緯を評価すると、金×××万円程度を申立人に分与することが相当であると考えられる。

ただし、この分与額は、被相続人の菩提寺における一般的永代供養料および在宅介護サービスの自由契約（介護保険を適用しない契約）の一般的利用額を参考にして算定した。

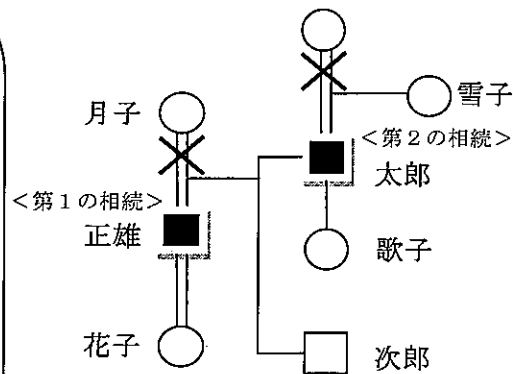
## 第4 相続財産管理人の実務

### (相続財産管理人と周辺業務)

本章では、相続財産管理の実務と、関連する業務との問題を、事例をとおして考えてみよう。

#### 1. 二番目の相続における相続財産管理人が一番目の相続における遺産分割調停に参加した事例

- ① 花子さんの夫・正雄さんは、現在花子さんが住んでいる不動産と、約1,000万円の預貯金を残して亡くなった。
- ② 花子さんは、亡夫の遺産分割について、相続人間の話し合いができないため、甲司法書士の事務所に相談に来た。甲司法書士は、前妻の子・太郎さんと次郎さんを相手方とする遺産分割調停の申立書を作成した。
- ③ 半月後、第1回調停の期日を前に、太郎さんが内縁関係の歌子さんの家で急死した。太郎さんには、サラ金業者数社からの借入があり、生前、その返済のために親族から借入をくり返していた。
- ④ 太郎さんの債務の全容が不明なため、太郎さんの相続人全員（雪子さん・月子さん・次郎さん）は、〇〇家庭裁判所に、太郎さんの相続放棄の手続きを行った。



- \* 第一の相続・正雄さんの相続人  
花子・太郎・次郎
- \* 第二の相続・太郎さんの相続人  
①雪子・②月子・③次郎  
数字は相続順位

#### (1) 二番目の相続における相続人の承認・放棄

太郎さんは、正雄さんの相続につき承認・放棄の意思を表さずに亡くなった。

太郎さんの相続人である雪子さん（第1順位）、月子さん（第2順位）、次郎さん（第3順位）は、全員太郎さんの相続を放棄した。本来、太郎さんの相続人として、亡正雄さんの代襲相続人となるはずの雪子さん（第1順位）も、次郎さん（第2順位）も、先に二番目の相続である太郎さんの相続を放棄したため、一番目の相続である正雄さんの相続を、承認することも放棄することもできない。つまり、太郎さんには相続人がいない状態になった。太郎さんは、正雄さんの遺産のうち、法定相続分4分の1の潜在的権利を残して亡くなったため、太郎さんの相続財産管理人の選任が必要となったのである。

なお、次郎さんは、太郎さんの相続人として正雄さんの相続を承認することはでき

ないが、正雄さんの直接の相続人としての立場まで失うわけではない。

#### 【参考】

第一の相続（被相続人A）における、相続人Bが承認又は放棄をしないで死亡した場合、先に第二の相続において、放棄を選択したBの相続人Cは、第一の相続を承認することはできない。なぜなら、Cは、第二の相続を承認してはじめて、Bの「Aの相続を承認・放棄する権利」を承継し、Aの相続の承認・放棄の選択権を得るからである（基本法コンメンタール相続 第916条・承認放棄をなすべき期間2）。

#### (2) 相続財産管理人の選任

太郎さんの相続人全員が相続放棄をしても、亡太郎さんには、正雄さんの法定相続分4分の1の権利があり、花子さんと次郎さんだけが、正雄さんの相続人になるわけではない。そのため、正雄さんの遺産分割調停を勧めるためには、太郎さんの相続人不存在による財産管理人の選任（民952）が必要となる。

正雄さんの相続人のひとりである花子さんも、正雄さんの遺産分割の当事者であるため、法律上の利害関係を有する者として、太郎さんの相続財産管理人選任の申立権者である。甲司法書士は、太郎さんの第1順位から第3順位まで相続人全員の相続放棄申述受理書を添付し、花子さんを申立人として、〇〇家庭裁判所に、太郎さんの相続財産管理人選任を申立てた。

なお、遺産分割調停における相続分の取得を前提としているため、家庭裁判所は管理費用の予納は不要とする取り扱いを行った。

#### (3) 相続財産管理人の権限外行為の許可

2週間後、太郎さんの相続財産管理人に、乙司法書士が選任され、選任公告がなされた。そして、選任公告の期間満了（2か月）を待たずして（相続財産管理人の選任は告知のときをもって効力を発する）、花子さんと、次郎さん、太郎さんの財産管理人である乙司法書士を当事者とする、正雄さんの遺産分割調停が始まった。

相続財産管理人は、相続財産法人の法定代理人・代表者として、誠実に職務を遂行しなければならない。乙司法書士は、太郎さんの法定相続分である4分の1の取得を基本に調停に臨んだ。しかし、太郎さんは借金の返済のため正雄さんから多額の生前贈与を受けていたため、亡太郎さんは相続財産の約6分の1、次郎さんは4分の1をそれぞれ金銭で取得し、不動産をはじめその他は花子さんが取得することで調停案が整った。

相続財産管理人は、相続財産の管理については、民法第103条の規定の範囲（相続財産の保存・利用・改良を目的とする行為）で権限を有し、これを超える行為は家庭裁判所の許可を得なければならない。乙司法書士は、この調停案につき、家庭裁判所に権限外行為の許可を求め、受理された。そして、第1回目の管理財産の目録を作成し、裁判所に提出した。

#### (4) 債権者への催告・弁済

乙司法書士は、相続債権者・受遺者に対する請求申し出の公告を行うとともに、太郎さんへの郵便物等から知ることのできた債権者に対して個別に催告を行い、情報を得るため、内縁の妻である歌子さんをはじめ関係者との面談を行った。

貸金業者の中には、債務者の死亡により保険金を受領して債権が無くなった業者も数社あり、債権額は当初乙司法書士が予想していた額を大幅に下回った。

債権者等への請求申し出の公告期間満了（2ヶ月）後、乙司法書士は、速やかに債権者への弁済を行い、裁判所に2回目の財産管理報告を行い、以後の管理方針について相談した。

#### (5) 特別縁故者への分与手続き

債務超過が疑われたため、太郎さんの全ての法定相続人が相続放棄をし、相続財産管理人が選任された事件だったが、債権者への弁済後、相続財産管理人の報酬を考慮しても、なお相続財産は残る結果となった。

相続人搜索の公告後6ヶ月経過したが、その間相続人の申し出はなかった。そのため、乙司法書士は、内縁の妻である歌子さんに、特別縁故者に対する財産分与の制度があることを説明し、申立ての意思があるなら、誰か別司法書士に相談するように伝えた。乙司法書士は、相続財産管理人として意見を述べる立場にあるため、特別縁故者に対する財産分与の申立てに直接関与することはできないが、制度について知らせることはできると判断したのである。

さて、歌子さんは、どうするのだろうか・・・。

## 2. 遺言執行者に債務弁済権限がないため、相続財産管理人が選任された事例

- ① 健一さんには推定相続人がいない。その為、数年前から面倒を見てくれている従弟の裕次さんと移行型任意後見契約を結び、すでに、裕次さんは財産管理を行っていた。そして、健一さんは、裕次さんをはじめとする従弟たちに遺産を残すため、20数年前の遺言書を書き換えようとしていた。しかし、その書き換えをしないまま、多額の財産を残して、健一さんは急逝した。
- ② 遺言者の財産の全てを、財団法人設立時の資産とする規定の「寄付行為」を内容とする最初の公正証書遺言が残った。この遺言の執行者の権限は、「寄付行為」の執行のみで、清算権限はない。
- ③ 健一さんは、亡くなる前年不動産を売却しており、B税理士に確定申告を依頼していた。しかし、確定した高額の所得税の納付はまだなされておらず、税理士報酬も支払われていない。
- ④ 裕次さんは、健一さんの葬儀・納骨にかかる費用を立替え、菩提寺に納骨を済ませたが、永代供養の手続きもできない状態である。裕次さんは、健一さんの預貯金通帳等を預かっているが、健一さんの死亡を知った金融機関との取引は凍結されている。裕次さんは、遺言執行者であるC弁護士に相談したが、費用を支払う権限はないという。

### (1) 被相続人の債務の支払い義務

亡くなった健一さんには、所得税（国税）納付の義務があり、施設利用料、財産管理報酬、B税理士への報酬等の、支払債務が残っている。

しかし、健一さんの遺言は、寄付行為を内容としており、設立される法人には、健一さんの生前債務に対する支払い義務はない。また、本事案の遺言執行者には、債務弁済の権限はない。債務を相続する相続人もいないため、健一さんの生前債務だけが残ることになる。

### (2) 相続財産管理人の選任

健一さんから財産管理を委任されていた裕次さんは、現在も事務管理者として預貯金通帳等を預かっており、B税理士からの請求も受けていた。このままでは、健一さんの永代供養もできないし、立替えた葬儀費用はどうなるのだろうか困った裕次さんは、任意後見契約の手続きを依頼した甲司法書士の事務所を訪ねた。

甲司法書士は、相続財産を事実上管理し、葬儀を行うための費用を支払った利害関係人（事務管理者）である裕次さんを申立人として、健一さんの相続財産管理人の選任を、〇〇家庭裁判所に申立てた。

やがて、乙司法書士が、健一さんの相続財産管理人に選任され、乙司法書士は、健一さんの財産を管理していた裕次さんから、全ての相続財産の引渡しを受け、遺言執行者に通知した。

### (3) 遺言執行者と相続財産管理人の競合

遺言が、寄付行為や特定遺贈を内容とする場合や、遺産の一部の包括遺贈を内容とする場合には相続財産管理人の選任が必要となる。遺贈の対象財産以外の財産の承継手続きが必要になるからである。また、寄付行為により設立された財団や、特定遺贈を受けた受遺者には、遺言者の債務の弁済義務はないため、遺言執行者に、債務弁済権限が無い場合には、遺言者の債務が残ってしまうことになる。

遺言者の財産の全部を、設立される財団法人の資産とする内容は、特定遺贈の一つと考えられるため、相続債権者への弁済が優先する。そのため、全ての相続財産は一旦財産管理人の管理下におかれることになる。

#### 【参考】

遺言執行者は、遺言の執行に必要な一切の権限を有し、一方、相続財産管理人は、相続財産を管理、清算する権限を有している。そのため、債権者への弁済は相続財産管理人の権限が優先し、受遺者への弁済は、遺言執行者の権限が優先すると考えられる。つまり、一般には、相続財産管理人が管理人選任公告、債権者・受遺者への請求申出公告、債権者への弁済手続きまでを行い、それまで遺言執行者の管理処分権は休止することになる。その後、遺言執行者による受遺者への弁済手続きが進むことになり、さらに残余財産があれば、再び相続財産管理人による清算手続きが行われる。

（司法研究報告書題55輯第1「相続財産管理人選任事件の実務上の諸問題46～47号）

なお、遺言者に相続人が存在しないときでも、相続財産全ての包括遺贈を受けた者がいる場合をどう考えるかについては、学説は分かれているが、判例は、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有する（民990）ため、「相続人のあることが明らかでないとき」にあたらぬとして相続財産管理人の選任を要しないとしている（最判平成9年9月12日民集51巻8号3887頁）。

#### （4）本事件における相続財産管理人の業務の範囲

① 乙司法書士は、財産目録を作成し、書画骨董等の動産を貸し倉庫に保管した。相続財産管理人選任の公告終了後、相続債権者等に対する請求申出の公告を行うとともに、B税理士や太郎さんに債権届を促した。

② 債権届出期間終了後すぐに、所得税（優先債権）の納付を行い、B税理士等債権者への支払いを済ませた。また、太郎さんの要請を受け、正雄さんの葬儀費用や永代供養料等祭祀法事費用の支払いにつき、〇〇家庭裁判所から権限外行為の許可の審判を得た。

③ 乙司法書士は、正雄さんの生前債務、葬儀費用・永代供養料、共益費としての申立費用等の支払いを終え、管理事務における立替費用を受領した。

本事例の遺言は、残余財産の全てを財団法人設立の資金とする内容であるため、相続債権者への弁済がすめば、財産管理人の事務は終了する。

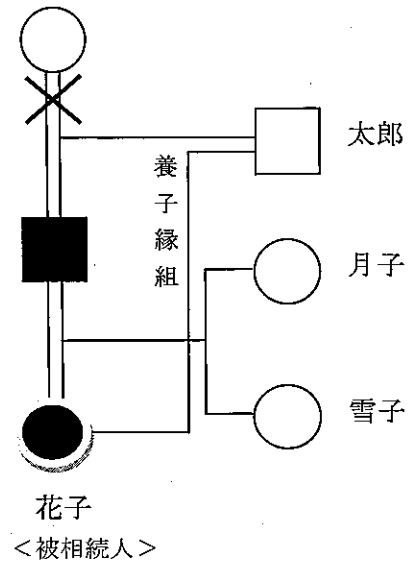
乙司法書士は、本事案における任務を終了したため、〇〇家庭裁判所に対し、任務終了報告書を提出し、財産管理人に対する報酬付与の審判申立てを行った。

④ 報酬受領後、乙司法書士は、書画骨董をはじめ残余財産の全てを、遺言執行者に引き渡した。預貯金等で債権者への弁済が可能な場合は、相続財産管理人は、動産や不動産の相続財産について換価する必要はなく、速やかに債権者への弁済手続を終了し、基本的には現状のままで遺言執行者に引き渡せばよい。その後、遺言執行者が換価手続を行うことになる。

本事例では、正雄さんの最後の意思を実現することはできず、また、正雄さんの晩年の面倒を看ていた太郎さんは、残余財産全ての受遺者がいるため、特別縁故者としての権利を行使することもできない結果になってしまった。せめて、正雄さんの葬儀費用・永代供養料、祭祀法事費用の弁済が認められたことが救いである。

3. 成年後見人が、本人の死亡後、民法第918条2項の相続財産管理人に選任された事例 (2頁表参照)

- ① 甲司法書士が成年後見人をしていた花子さんがF県の施設で亡くなった。花子さんの相続人は、月子さん、雪子さん、太郎さんの3人であるが、みな県外在住である。
- ② 太郎さんは、「全ての財産を太郎さんに相続させる。」旨の公正証書遺言を示し、甲司法書士に相続財産の引渡しを求めた。遺言執行者は太郎さんである。  
ところが、直後、月子さんと雪子さんが、「遺言無効の訴え」を起こした。そもそも、相族人間に争いがあったため、甲司法書士が成年後見人に選任されたのである。  
相続をめぐる、相続人らの争いは、長期化しそうな様相である。
- ③ 花子さんの相続財産は、預貯金と、花子さんが以前住んでいた家・土地と、借家、駐車場として賃貸している土地があり、不動産は全てF県にある。分割確定までの間、相続人のうちの一人が管理することについては合意できない状態である。



(1) 成年後見事件において、親族ではなく、専門職が後見人等に選任されるのは、①本人に身寄りが無い場合 ②親族間に争いがあり、親族を後見人等に選任することが相当でないと裁判所が判断した場合が多い。

①の場合は、本人死亡後、成年後見人は、被相続人の遺産を管理している事務管理者として、相続人不存在による相続財産管理人の選任を申立てることになる(民952)。

では、②の場合はどうだろう。本来は、相続人の代表者や遺言執行者に引き渡せばいいはずである。ところが、遺言の有効性が争われたり、相続人間で代表者を決めることができない場合に、後見人は、財産の承継に苦勞することになる。

相続財産が、預貯金だけであれば、金融機関に本人死亡の事実を伝え、取引が凍結すれば、誰に渡しても、費消の心配は無いためあまり問題とはならない。しかし、宝石や骨董等の高価な動産や、空家や賃貸不動産の場合に、合意ができていない相続人の一人に引渡ししてしまうと、後日紛争に巻き込まれてしまう可能性がある。



(2) 民法第918条は、第1項において、相続人が承認・放棄するまでの間、相続人はその固有財産と同一の程度の注意義務をもって、相続財産の管理をすることを求めている。そして、第2項において、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも相続財産の保存に必要な処分を命ずることができるとしている。この必要な処分とは、具体的には、別途管理人を選任すること、相続財産を換価して処分すること等である（基本法コンメンタル・相続918条119頁）。

(3) 成年後見人の任務は、相続人等への財産の承継と終了計算書の報告で終了することになる。しかし、本事案の場合、相続人はいても、事実上相続財産を管理する者がいないため、成年後見人が、やむなく管理している状態である。本人死亡後、成年後見人による、この事務管理の状態が長期にわたる例は少なくない。

管理財産の引渡しが困難であれば、家庭裁判所による遺産分割の審判の効力が生じるまでの間、審判前の仮処分の申立てにより、財産の管理人を選任することもできるが、この申立人は本案の申立人または相手方であり、利害関係人からの申し立てはできない（家審規106）。また、相続人の一人に民法第918条2項の財産管理人選任の申立てを依頼する方法もあるが、費用や負担がかかるため、なかなか応じてくれないことが多い。その場合は、長期に事務管理を強いられる成年後見人が、自ら利害関係人として、民法第918条2項の相続財産管理人（遺産管理者）選任を申立てることができるかと解するべきであろう。

(4) 成年後見人であった甲司法書士が、改めて管理人に選任されることは問題ないと思われる。むしろ、相続財産を正確に把握し、管理していたわけであるから、管理人としてふさわしいと言えよう。

選任された管理人は、遺産分割後、確定した相続人に引き渡すための財産管理であるから、相続財産の保存や管理行為を基本とした管理事務となる。

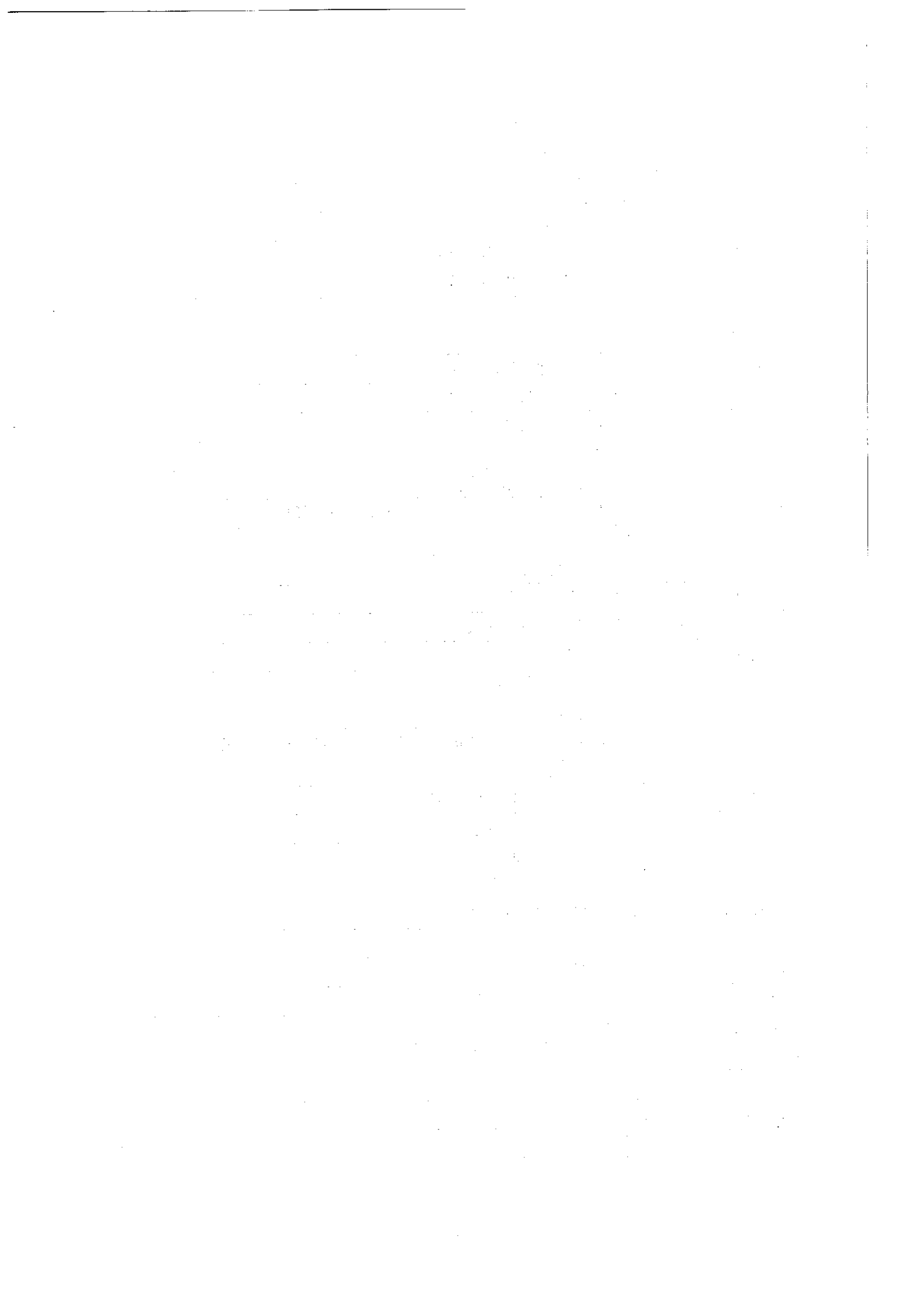
本事例の場合、準確定申告や公租公課の支払いを行い、貸家や駐車場の賃料を受領し、不動産や預貯金口座を管理することが、主な仕事である。

なお、相続人の一人が管理するわけではないため、選任された管理人に、善管注意義務が求められるのは言うまでもない。



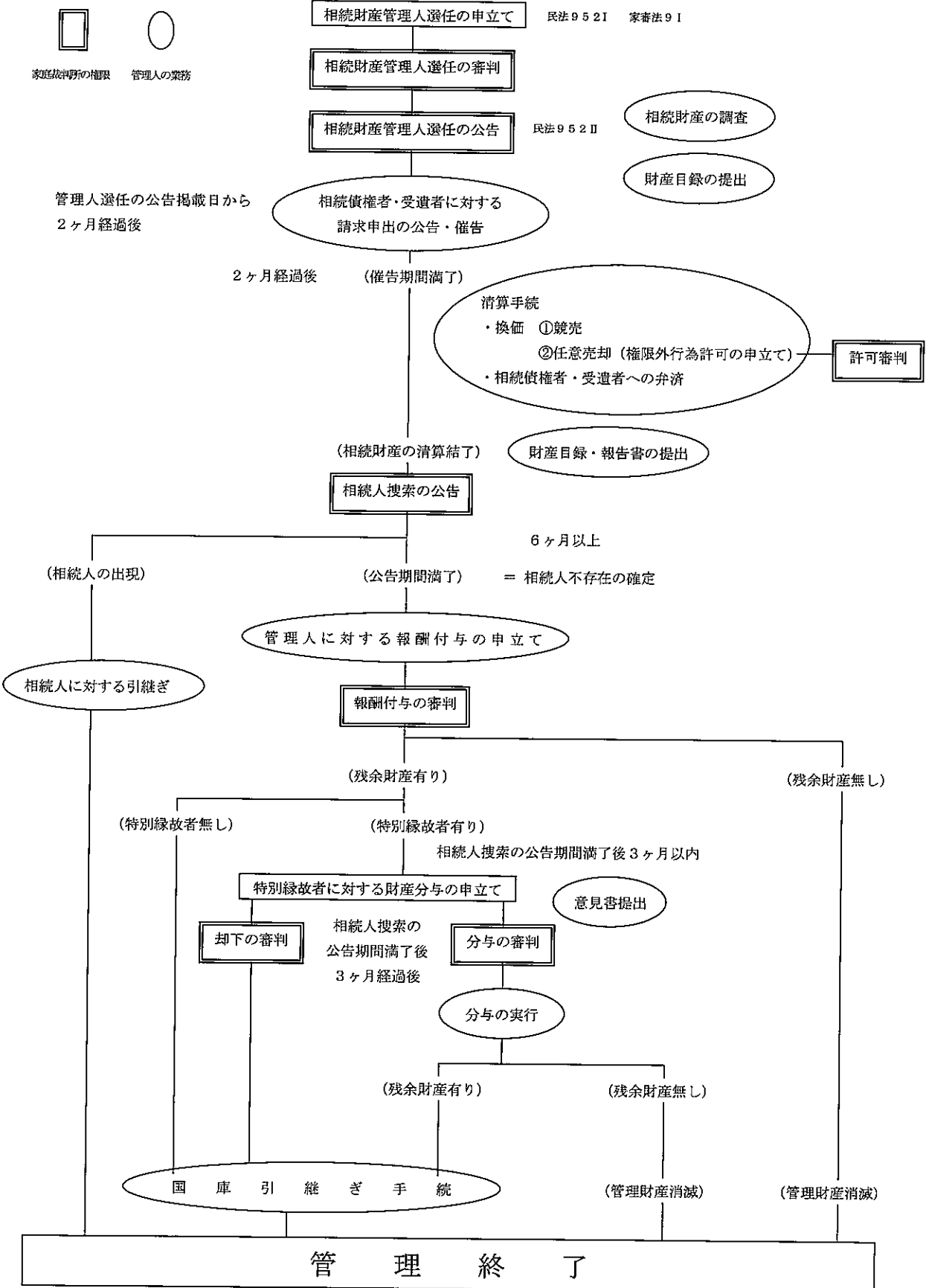
## 資 料 一 覧

資料1-①、②	フローチャート
資料2-①	選任審判書
資料2-②	管理人証明申請書
資料3-①	金融機関への取引口座照会依頼文書
資料3-②	金融機関等の担当者宛文書
資料4	租税等申出催告書
資料5	管理経過一覧表
資料6	報告書（財産目録作成）
資料7-①	管理人選任公告済通知書
資料7-②	管理人選任公告例
資料8-①	官報公告依頼FAX
資料8-②	債権者受遺者請求申出公告例
資料9	管理報告書（民法957条の催告の公告後）
資料10-①	個別催告書
資料10-②	質問・回答書
資料10-③	相続債権届出書
資料11-①	担保権者への通知文
資料11-②	担保権者への回答書
資料12-①	権限外行為許可申立書
資料12-②	任意売却確認書
資料13-①	管理報告書（民法958条の公告の申立をしない報告）
資料13-②	相続人検索公告申立書
資料13-③	相続権主張の催告公告例
資料13-④	相続人検索公告済通知書
資料14	報酬付与申立書
資料15	終了通知書（債権者宛）
資料16-①	配当見込額通知文書
資料16-②	配当表
資料17-①	終了報告書（配当なし）
資料17-②	終了報告書（配当あり）
資料A	訴状（当事者）
資料B	報告書（分与型：納付前）
資料C	分与申立確定通知書
資料D	納付書
資料E	終了報告書（分与型）



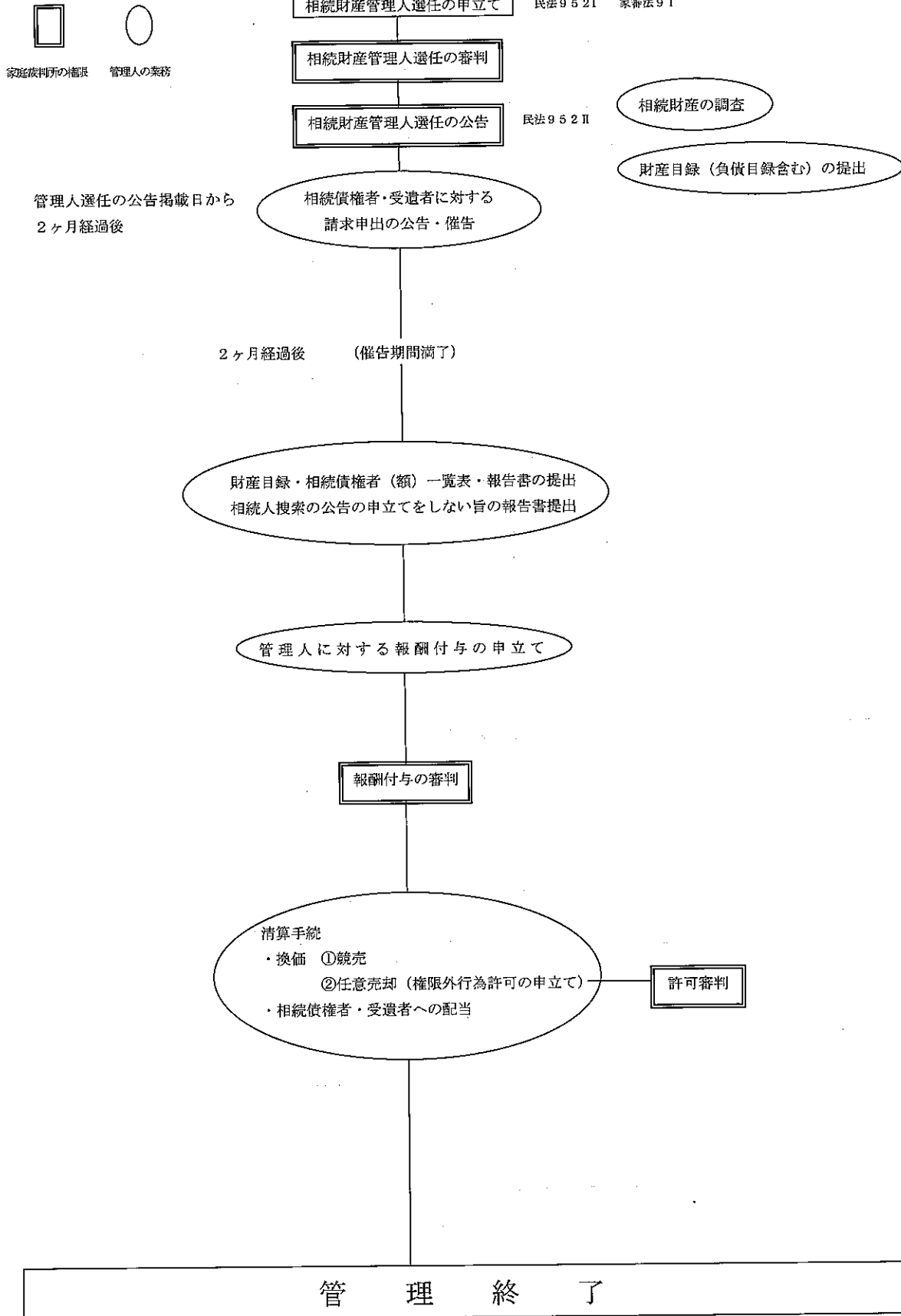
資料 1 - ①

相続財産管理人関係事件における手続きの流れ (資産超過型)



資料 1 - ②

相続財産管理人関係事件における手続きの流れ（債務超過型）



平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号 相続財産管理人選任申立事件

審 判

住 所 〇〇市〇〇3丁目〇番〇号  
申 立 人 株式会社A銀行  
同代表者代表取締役 △ △ △ △

本 籍 〇〇県〇〇市・・・  
最後の住所 本籍と同じ  
被 相 続 人 亡 〇 〇 〇 〇  
平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡

上記申立人からの相続財産管理人選任申立事件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、民法第952条により次のとおり審判する。

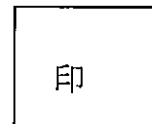
主 文

被相続人亡〇〇〇〇の相続財産管理人として、  
住 所 〇〇市〇〇1丁目1番4-111号  
事務所 〇〇市〇〇2丁目22番2号  
司法書士 〇 〇 〇 〇  
を選任する。

平成 年 月 日  
〇〇家庭裁判所〇〇支部  
家事審判官 □ □ □ □

これは謄本である。

同日同庁  
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



平成 年 (家) 第〇〇〇〇号

被相続人 亡 〇 〇 〇 〇

相続財産管理人であることの証明申請書

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇相続財産管理人

司法書士 〇 〇 〇 〇

頭書事件につき、民法第952条により選任された被相続人〇〇〇〇の相続財産管理人が下記の者であることを証明願います。

被相続人 亡 〇 〇 〇 〇  
本 籍 〇〇市〇〇町1234番地  
最後の住所 〇〇市〇〇町1234番地  
死亡年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

記

相続財産管理人 司法書士 〇 〇 〇 〇  
事務所 〇〇市〇〇2丁目22番2号

★証明書1通につき150円の印紙貼付

証明書用に副本必要



## 取引口座照会をお願い

平成 年 月 日

〇〇銀行 本店 御中

〒 〇〇市〇〇6丁目〇番〇号  
 被相続人 亡〇〇〇〇相続財産管理人  
 司法書士 〇 〇 〇 〇  
 電話  
 FAX

拝啓 貴行におかれましては、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当職は、この度、〇〇家庭裁判所より下記の者の相続財産管理人に選任されました。

そこで、現在、被相続人の相続財産について調査をしております。

つきましては、貴行に被相続人「〇〇〇〇」名義の取引口座等の存否について調査いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、ご不明な点や質問等がございましたら、ご連絡いただければ、当職より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

事件番号 平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号  
 最後の住所 〇〇市〇〇町・・・・・・・・  
 被相続人 亡 〇 〇 〇 〇  
 生年月日 昭和 年 月 日生  
 死亡年月日 平成 年 月 日死亡

金融機関等のご担当の皆様へ

〇〇家庭裁判所財産管理係（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

## 相続財産管理人について

### 1 相続財産管理人について

民法第952条により選任される相続財産管理人は、被相続人の戸籍上相続人が不存在である場合や、相続人全員が相続放棄の申述を受理された結果として相続人不存在となった場合など、相続人のあることが明らかでない場合に、家庭裁判所で選任される相続財産法人の代表者です。

### 2 相続人（相続関係戸籍等）の調査について

家庭裁判所が民法第952条により相続財産管理人を選任するに当たっては、家庭裁判所において、相続人があることが明らかでないこと（相続人不存在）について、亡くなった方（被相続人）の相続関係の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等の全てに当たって相続人の調査を行っています。

### 3 相続財産管理人の資格証明書について

相続財産管理人については、家庭裁判所で発行する裁判所書記官の認証ある相続財産管理人選任審判書の謄本又は「相続財産管理人であることの証明書」等が、その資格を証する書面となります。

一般的に相続人が相続関係の手続きをしようとする場合、自己が相続人であることを証明するためには被相続人の相続関係の戸籍一式により証明する必要がありますが、相続財産管理人については、上記の資格を証する書面中「民法第952条により」の文言が、既に家庭裁判所において上記2の相続関係戸籍等による相続人の調査を経た上で選任されたものであることを表しています。

### 4 相続財産管理人の権限について

相続財産管理人は、民法第103条に定める保存行為、利用行為及び改良行為ができるものとされています。その範囲を超えるものについては、家庭裁判所の許可が必要となります（民法第953条、28条）。

相続財産管理人が、金融機関等に対して、被相続人名義の預金の有無等について調査を依頼することは当然にその権限内となり、家庭裁判所の許可は不要です。

また、被相続人名義の預金があった場合に、その預金の払戻し、解約及び相続財産管理人名義への変更をすることも相続財産管理人の権限内の行為であると解されており、これについても家庭裁判所の許可は必要ありません。

今後とも、相続財産管理人の適正迅速な管理業務の遂行について、ご理解をご協力をお願いいたします。

（参考）

民法第28条 管理人は、第103条に規定する権限を越える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。（以下省略）

民法第103条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

1 保存行為

2 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

民法第951条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

民法第952条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産管理人を選任しなければならない。（2項省略）

民法第953条 第27条から第29条までの規定は、前条第1項の相続財産の管理人について準用する。

## 債権申出催告書

平成 年 月 日

〇〇市税務部納税課 御中

〒 〇〇市〇〇6丁目〇番〇号  
被相続人 亡〇〇〇〇相続財産管理人  
司法書士 〇 〇 〇 〇  
電話  
FAX

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号

本籍・最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇番地

被相続人 亡 〇 〇 〇 〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）

冠省

当職は、被相続人〇〇〇〇が相続人不存在のために、〇〇家庭裁判所により、  
同人の相続財産の管理人として選任されました。

現在のところ、被相続人〇〇〇〇の相続人の存否が明らかではありませんの  
で、〇〇市が被相続人〇〇〇〇に対して有している租税等の請求がありましたら、  
その旨をお申出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がありましたなら、当職までご連絡くださいますようお願い  
いたします。

草々



資料6

平成 年(家)第 号

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所家事審判官 殿

被相続人亡〇〇〇〇

相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

## 管 理 報 告 書 (第1回)

頭書の相続人不存在による相続財産管理人選任事件の被相続人の財産管理につき、財産目録を作成しましたので、その1通を提出いたします。

### 記

1 管理期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

2 管理の計算

(1) 管理のために要した費用	合計	円
(2) 管理に伴い受領した金員等	合計	円

3 管理事務の経過

管理事務経過一覧表のとおり

4 今後の管理の方針

平成 年 月 日

相続財産管理人 ○ ○ ○ ○ 殿

○○家庭裁判所○○支部  
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

## 公 告 済 通 知 書

平成○○年（家）第○○○○号 相続財産管理人選任申立事件  
被相続人亡○○○○

- 1 上記相続財産管理人選任公告は、平成 年 月 日官報第 号 頁に掲載されました。つきましては、上記掲載日から2ヶ月経過後、速やかに管理人自身が「債権者・受遺者に対する権利申出の催告」の公告をしてください。
- 2 上記催告期間（2ヶ月）満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、「相続人検索の公告」の申立てをしてください。ただし、債務超過が見込まれるときは必要ありません。

【相続財産管理人選任の公告例】

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号  
申立人 〇 〇 〇 〇  
本籍〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇番地、最後の  
住所〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇123番地、  
死亡の場所〇〇県〇〇郡〇〇町、死亡年月日  
平成〇年〇月〇日、出生の場所〇〇県〇〇郡  
〇〇町、出生年月日〇〇年〇月〇日、職業  
無職  
被相続人 亡 〇 〇 〇 〇  
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
相続財産管理人 司法書士 〇 〇 〇 〇  
〇〇家庭裁判所

# F A X 送 信 状

平成 年 月 日

〇〇県官報販売所 御中  
(FAX - )

〒 〇〇市〇〇6丁目〇番〇号  
被相続人 亡〇〇〇〇相続財産管理人  
司法書士 〇 〇 〇 〇  
電話  
FAX

送信枚数 (本紙含む) 3枚  
(審判書、公告済通知書)

いつもお世話になりありがとうございます。

別紙の相続財産管理人選任申立事件 (平成〇〇年 (家) 第〇〇〇〇号) につき、「債権者・受遺者に対する権利申出の催告」の官報への掲載をお願いいたします。



相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 ○○県○○市○○○町○○番地、

最後の住所 ○○県○○郡○○町大字○○一三番地

被相続人 亡 ○○ ○○

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成○○年○○月○○日

○○市○○町○丁目○番○号

相続財産管理人 司法書士 ○○ ○○

※相続財産管理人が行う官報公告は、縦書きで掲載されますが、  
家庭裁判所が行う官報公告は、横書きで掲載されます。

(資料 7 - ②、13 - ③ 参照)

平成 年 (家) 第 号

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所家事審判官 殿

被相続人亡〇〇〇〇

相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

## 管 理 報 告 書 (第〇回)

頭書の相続人不存在による相続財産管理人選任事件の被相続人の財産管理につき、下記のとおりその管理状況を報告します。

### 記

頭書の平成〇〇年〇〇月〇〇日付相続財産管理人選任の公告後、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに相続人のあることが明らかになりませんので、民法第957条により当管理人は平成〇〇年〇〇月〇〇日付で「相続債権者・受遺者への請求申出の催告」を官報に公告しました。

また、当管理人に知れたる別紙債権者一覧表記載の債権者に対し、個別催告をしました。

### 添付書類

- 1 官報写し (平成〇〇年〇〇月〇〇日付)
- 2 相続債権者一覧表
- 3 個別催告書 (写し)

## 債権申出催告書

平成 年 月 日

〇〇株式会社 御中

〒 〇〇市〇〇6丁目〇番〇号  
被相続人 亡〇〇〇〇相続財産管理人  
司法書士 〇 〇 〇 〇  
電話  
FAX

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号

本籍 〇〇県〇〇市〇〇番地

最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇番地

被相続人 亡 〇 〇 〇 〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）

拝啓 貴社におかれましては、ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて当職は、被相続人〇〇〇〇が相続人不存在のために、〇〇家庭裁判所により、相続財産管理人に選任されました。

現在のところ、上記被相続人〇〇〇〇の相続人のあることが明らかではありませんので、当管理人に知れたる債権者である貴社に請求申出の催告をいたします。

ついては、本書到達後2か月以内に証拠書類を添付し、債権申出をしてくださるようお願いいたします。

なお、相続財産管理終了の際の指針とするため、別紙質問票にご回答くださるようお願い申し上げます。

また、ご不明な点がありましたなら、当職までご連絡くださいますようお願い申し上げます。被相続人〇〇〇〇の主たる財産は、同人の居住していた土地と建物ですが、現在、抵当権者から競売を申立てられております。

競売の結果、剰余があれば、貴社に対しても配当の可能もありますが、今のところ配当の可能性は低いものと予想しております旨、申し添えます。

敬具

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号 相続財産管理人選任申立事件

質問票・回答書

1 被相続人〇〇〇〇に対する貴社の債権を、別紙「相続債権届出書」にご記入いただき、証拠書類を添付ください。

2 相続財産（プラスの財産）が皆無になり、貴社の債権の全部または一部が残ってしまった場合は、管理人としては、次のいずれかの方法により管理を終了させる予定です。

つきましては、貴社としては、どの方法での終了を希望されるのかお聞かせください。

※希望される番号の□にチェックを入れてください。

- ① 相続財産管理人へ免除（放棄）証書の書面を交付する。
- ② ①の書面は交付しないが、当社の債権が残ったまま終了することに同意する書面を相続財産管理人へ交付する。
- ③ ①や②の書面の交付はしないが、当社の債権を残したまま財産管理を終了することに異議はありません。
- ④ 当社自ら被相続人〇〇〇〇の相続財産の破産手続開始の申立てをします。

3 その他、ご意見がありましたらお知らせください。

平成 年 月 日

法人名

住所

代表者名

Ⓜ

担当者

電話

F A X

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号 相続財産管理人選任申立事件  
 被相続人 〇 〇 〇 〇 （ 年 月 日生・平成 年 月 日死亡）  
 最後の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

## 相続債権届出書

債権の種類	債権額(円) (元金)	内容と原因	証拠書類(例) ※コピー要提出
<input type="checkbox"/> 貸付金	円	貸付日： 年 月 日 弁済期： 年 月 日 利息：年 % 損害金：年 %	契約書・借用証書 判決書等
<input type="checkbox"/> 立替金	円	平成 年 月 日立替払契約	契約書、判決書等
<input type="checkbox"/> 売掛金	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの取引	納品書、請求書、 台帳等
<input type="checkbox"/> 求償金	円	平成 年 月 日代位弁済 原債権者：	代位弁済証書、判 決書等
<input type="checkbox"/>	円		
<input type="checkbox"/>	円		
<input type="checkbox"/>	円		

平成 年 月 日

法人名  
 住 所  
 代表者名  
 担当者  
 電 話  
 F A X

④

※法人の場合は、登記事項証明書を添付してください。

平成 年 月 日

A 銀行 御中

〒 〇〇市〇〇6丁目〇番〇号  
被相続人 亡〇〇〇〇相続財産管理人  
司法書士 〇 〇 〇 〇  
電話  
FAX

## 通 知 書

拝啓 貴行におかれましては、ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて当職は、被相続人〇〇〇〇が相続人不存在のため、〇〇家庭裁判所により、その相続財産管理人に選任されました。

今後、当職は別紙記載の不動産の売却を進めてまいります。その前提として（根）抵当権者のご意向をお伺いしたいので、別紙事項につき平成 年 月 日までにご回答くださいますようお願いいたします。

なお、不動産の任意売却を希望されない場合は、早急に競売申立てを検討されますようお願いいたします。

※配当が予定される場合は、次の文章を加えるとよい。

「なお、請求申出期間が満了し、配当表を作成する際は、根抵当権の極度額を超える被担保債権部分を除き、担保不足額の証明をするか、担保権の放棄等（登記必要）をされなければ、配当に参加できませんので、念のため申し添えます。」

回 答 書

平成 年 月 日

1 任意売却についての意見をお願いします

- 任意売却を希望します
- 任意売却を希望しません
- 不動産競売の申立て済みです

( 地方裁判所 平成 年 (ケ) 第 号)

- 不動産競売の申立て予定です  
(平成 年 月頃申立予定)

2 売却価格についての意見をお願いします (資料があれば添付してください)

- 売却代金は、金 円が相当です
- 金額は一任します
- 意見については、以下のとおりです

- 現時点での意見はありません

3 現在買受予定者はありますか

- 無し
- 有り
- 相続財産管理人に一任したい

法人名

住 所

代表者名

印

担当者

電 話

F A X

家事審判申立書

(権限外行為の許可)

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

亡〇〇〇〇相続財産管理人  
申立人 〇 〇 〇 〇

関連事件 平成 年 (家) 第 号

添付書類

買受人の住民票の写し・買受申込書・売買契約書(写し)・期間入札の通知書・  
不動産の評価額の資料

申立人 (省略)

被相続人 (省略)

申立ての趣旨

被相続人〇〇〇〇の相続財産の管理人である申立人が相続財産に属する別紙目録記載の不動産を、次の者に合計金〇〇〇〇〇〇円で売却することを許可するとの審判を求める。

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇 〇 〇 〇

申立ての実情

- 1 被相続人〇〇〇〇は、平成 年 月 日死亡した。
- 2 被相続人〇〇〇〇には相続人のあることが明らかでないので、〇〇家庭裁判所は平成 年 月 日に申立人をその相続財産管理人に選任した。



- 3 被相続人〇〇〇〇の相続財産は、平成 年 月 日に提出した報告書（財産目録）記載のとおりである。
- 4 別紙目録記載の農地（以下「本件農地」という）について、〇〇市・・・・の農業者△△△△（以下「買受希望者」という）から買い受けてもよいとの申し出があった。
- 5 被相続人〇〇〇〇の財産は、基本事件の申立人である〇〇〇〇株式会社が根抵当権を設定している宅地と建物以外は、本件農地を含めて全て農地である。
- 6 申立人が売却にあたり、本件農地を調査した結果は次のとおりである。
- ① 本件農地は、市街化調整区域にあり、原則、建築物を建てることはできない。
  - ② 本件農地の近傍の農業者に、購入について打診をしたところ、本件農地は、海沿いにあることや、農業後継者問題等の理由で、通常の価格で購入されるような農地ではないことが判明した。また、地元農業委員も同意見であった。
- 7 売却価格について調査した結果は次のとおりである。
- ① 最近、近傍の農地が競売により売却されたとのことであったので、調査したところ、落札価格は、1㎡当たり490円から950円の範囲内の価格であった。
  - ② 仲介業者によると、本件農地付近は最近取引されることがないので、取引価格は設定しにくいとのことであった。  
本件の買受希望者は、本件農地の隣接地を所有しており、耕作面積を広げたいという希望があったので、①の落札価格より高く、1㎡1,000円で設定したが、通常は、1㎡500円弱程度ではないかとのことであった。
- 8 売却価格、売却時期、買受希望者について、いずれも相当と思料する上、仲介手数料（〇〇万円）を支払っても有利だと思われる。
- 9 なお、本件農地には、〇〇〇組合の抵当権が設定されていたが、調査の結果、現在、被担保債権は存在しないことが判明したので、申立人が抹消登記を行った。  
また、明治時代、大正時代の休眠担保権が設定されたままとなっていたので、不動産登記法第70条第3項の規定により供託をした後、抹消登記を行ったので、売却についての支障はなくなった。
- 10 申立人がした民法第957条の公告期間は、平成 年 月 日に満了している。
- 11 申立人は、公告期間満了後、相続債務の弁済を開始しなければならないところ、これに充てるべき現金・預貯金がないので、本件売却代金で、管理費用（管理人報酬含む）や相続債務の弁済をしたいので、本件申立てをした。

## 確 認 書

被相続人〇〇〇〇相続財産管理人〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇銀行を乙とし、別紙物件目録記載の不動産の任意売却について、下記のとおり合意したので、本書2通を作成し、各自1通を所持する。

### 記

#### 第1 (任意売却代金)

乙は、別紙物件目録記載の不動産を別紙物件目録記載の金額で売却することに同意する。

#### 第2 (売却金の弁済方法)

甲は乙に対し、任意売却後直ちに前項の売却代金を支払う。

#### 第3 (根抵当権抹消登記手続)

- ① 乙は甲に対し、前項の支払いを受けるのと同時に、根抵当権抹消登記手続に必要な書類を引き渡すものとする。
- ② 根抵当権抹消登記手続に要する費用は、甲の負担とする。

平成 年 月 日

〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
(甲) 被相続人亡〇〇〇〇  
相続財産管理人 ○ ○ ○ ○

(乙)

〇〇家庭裁判所家事審判官 殿

被相続人亡〇〇〇〇

相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

## 管 理 報 告 書 (第〇回)

頭書の相続人不存在による相続財産管理人選任事件の被相続人の財産管理につき、平成 年 月 日付「相続債権者・受遺者への請求申出の催告」の期間が満了し、被相続人の消極財産が確定しましたので、被相続人の財産目録及び債権者目録を提出します。併せて、本件相続財産の管理状況及び管理方法を下記のとおり報告します。

なお、明らかに消極財産が積極財産を上回っているため、相続人搜索公告の申立ては行いません。

## 記

## 1 管理期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

## 2 管理の計算

(1) 管理のために要した費用	合計	円
(2) 管理に伴い受領した金員等	合計	円

## 3 管理事務の経過

管理事務経過一覧表のとおり

## 4 今後の管理の方針

家事審判申立書

(相続人搜索の公告)

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇  
申立人 相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

関連事件 平成 年(家)第 号

添付書類

債権者および受遺者への請求申出催告の官報公告(写し) 1通

申立人 (省略)

被相続人 (省略)

申立ての趣旨

被相続人〇〇〇〇に相続人があるならば、一定の期間内にその権利を主張すべき旨の公告手続をすることを求める。

申立ての実情

- 1 申立人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日御庁において被相続人〇〇〇〇の相続財産管理人に選任された。
- 2 申立人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、民法第957条第1項に基づく公告をしたが、相続人のあることが明らかにならない。
- 3 よって、申立ての趣旨のとおりの手続をすることを求める。

【相続権主張の催告の公告例】

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出て下さい。

平成〇〇年（家）第〇〇〇号  
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
相続財産管理人 司法書士 〇 〇 〇 〇  
本籍〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇番地、最後の  
住所〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇123番地、  
死亡の場所〇〇県〇〇郡〇〇町、死亡年月日  
平成〇年〇月〇日、出生の場所〇〇県〇〇郡  
〇〇町、出生年月日大正〇年〇月〇日、職業  
無職  
被相続人 亡 〇 〇 〇 〇  
催告期間満了日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇家庭裁判所

平成 年 月 日

相続財産管理人 ○ ○ ○ ○ 殿

○○家庭裁判所  
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

## 公告済通知書

平成○○年（家）第○○○○号 相続財産管理人選任申立事件  
被相続人亡○○○○

- 1 あなたが相続財産管理人として申し立てた平成○○年（家）第 号相続人検索の公告は、平成○○年○○月○○日官報第○○○号○○頁に掲載されました。  
なお、公告満了日は平成○○年○○月○○日です。
- 2 上記期間満了日から3か月間は、「特別縁故者に対する相続財産の分与申立事件」の申立期間です。この申立てがあったときは、その旨を通知しますが、3か月を経過しても通知がないときは、残余財産の国庫引継手続きを開始して下さい。

家事審判申立書

(報酬付与申立)

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

亡〇〇〇〇相続財産管理人  
申立人 〇 〇 〇 〇

報酬付与申立事件 (関連事件番号 平成 年(家)第 号)

添付書類 管理報告書・財産目録

申立人 (省略)

被相続人 (省略)

申立ての趣旨

相続財産管理人の報酬として、被相続人〇〇〇〇の相続財産の中から相当額を申立人に付与する審判を求める。

申立ての実情

- 1 申立人は、平成 年 月 日被相続人〇〇〇〇の相続財産管理人に選任され、別添の管理報告書記載のとおり、相続財産管理人の職務を遂行した。
- 2 申立人は、相続債務の弁済を開始しなければならないところ、これに充てるべき現金・預貯金がないので、相続財産を任意売却し、約〇〇〇万円の代金を受領した。
- 3 上記売却代金で、申立人の報酬を含む管理費用を差引き、相続債権者への配当をしたいので、申立ての趣旨のとおり審判を求める。

通 知 書

平成 年 月 日

株式会社△△△ 御中

〒 〇〇市〇〇6丁目〇番〇号  
被相続人 亡〇〇〇〇相続財産管理人  
司法書士 〇 〇 〇 〇  
電話  
FAX

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号

被相続人 亡 〇 〇 〇 〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）

冠省

上記被相続人の相続財産について、管理・清算手続きを遂行してまいりましたが、この度、管理する財産（積極財産）が皆無になりました。

しかし、御社をはじめ、全ての債権者の債務は残ったままです。本来ならば、負債（消極財産）も皆無にして財産管理手続きを終了させる規定となっておりますが、残念ながら不可能となりました。

つきましては、御社にご異議がなければ、御社から「残債務は放棄（免除）する」との書面を発行していただくか、このまま管理終了とさせていただきたく、ご連絡をした次第です。

なお、本書到達後10日以内に御社からご連絡がない場合は、〇〇家庭裁判所へ管理終了報告をいたしますので、ご了承ください。

草々



## 通 知 書

平成 年 月 日

株式会社△△△ 御中

〒 ○○市○○6丁目○番○号  
被相続人 亡○○○○相続財産管理人  
司法書士 ○ ○ ○ ○  
電話  
FAX

平成○○年（家）第○○○○号

被相続人 亡 ○ ○ ○ ○ (○○年○○月○○日生)

上記の相続財産管理人選任事件について、配当を実施することになりました。  
御社に対する配当見込額及び支払の要領を下記のとおり決めましたので通知  
いたします。

なお、利息・損害金は全て含まず、届出債権の元本を基本額にして配当額を  
決めました。また、下記配当額については見込額であり、諸般の事情により増  
減することがありますので、実際の支払額と異なることがありますので、その  
お旨含みおきください。

## 記

- 1 配当見込額 金 円（届出債権元本 円）  
配当に参加することのできる債権の総額 金 円  
配当することができる金額 金 円
- 2 配当実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 配当の方法

① 原則銀行振込といたします。

別添振込依頼書に必要事項を記載していただき、実印（代表印）を押印し  
印鑑証明書を1通添付の上、平成○○年○月○日までに当職まで返送してく  
ださい。

なお、振込手数料を配当金から差し引かせて頂きますので、予めご了承ください。

② 現金での受取りを希望される場合は、予めご連絡ください。

## 配当表

平成 年 (家) 号  
被相続人〇〇〇〇 被相続財産管理人 〇〇〇〇

債権者に対する配当原資	¥5,929,321	作成年月日	平成 年 月 日
債権者に対する配当率	64.5035%		

債権者番号	郵便番号	住所	債権者名	残元本額	配当額	振込額	振込手数料	備考
1		省 略	A銀行	4,693,027	3,027,166	3,026,326	840	
2		省 略	(株)B	3,487,221	2,249,379	2,248,539	840	
3		省 略	C	1,012,000	652,776	651,936	840	
			合計	9,192,248	5,929,321	5,926,801	2,520	

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号相続財産管理人選任申立事件

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇  
相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

### 管理終了報告書

- 1 当職が管理中の上記申立事件の積極財産は、不動産競売により落札され皆無となった。なお、現金の残額△△、△△△円は、管理人報酬の一部に充当したので皆無となった。
- 2 消極財産（債務）を残したまま管理終了することについては、平成〇〇年〇月〇日付通知書で、管理終了することを全債権者に通知したところ、〇〇市を含め異議の申出はなかった。
- 3 なお、請求債権申出期間満了時に債務超過が明らかであったので、相続人搜索の公告申立はしていない。
- 4 よって、管理する財産が皆無となったので報告する。

#### 添付書類

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1. 管理経過一覧表                    | 1 通   |
| 1. 財産目録                       | 1 通   |
| 1. 不動産競売配当表                   | 1 通   |
| 1. 不動産登記情報（平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇分現在） | 2 通   |
| 1. 報酬領収書                      | 1 通   |
| 1. 知れたる債権者への終了通知書及び送付先一覧      | 各 1 通 |

平成〇〇年（家）第〇〇〇〇号相続財産管理人選任申立事件

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇

相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

### 管理終了報告書

- 1 頭書事件の被相続人の財産管理については、債権者への配当手続きを終了したので、管理する財産（積極財産）が皆無となった。
- 2 消極財産（債務）を残したまま管理終了することについては、平成〇〇年〇月〇日付通知書で、管理終了することを全債権者に通知したところ、〇〇市を含め異議の申出はなかった。
- 3 なお、請求債権申出期間満了時に債務超過が明らかであったので、相続人搜索の公告申立はしていない。
- 4 よって、管理する財産が皆無となったので報告する。

#### 添付書類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 管理経過一覧表        | 1 通 |
| 1. 配当表            | 1 通 |
| 1. 領収書（写し）        | 4 通 |
| 1. 知れたる債権者への終了通知書 | 1 通 |

訴 状

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所 御中

原告相続財産管理人 ○ ○ ○ ○

〇〇市〇〇町〇〇〇番地（最後の住所）

原 告 亡〇〇〇〇相続財産

〒 - 〇〇市〇〇2丁目〇番〇号

〇〇〇〇司法書士事務所（送達場所）

〇〇市〇〇〇1丁目〇番〇号

上記代表者相続財産管理人 ○ ○ ○ ○

T E L

F A X

〒 - 〇〇市

被 告

〒 - 〇〇市

被 告

〒 - 〇〇市

被 告

平成 年（家）第 号相続財産管理人選任申立事件

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇

相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

## 管 理 報 告 書

上記申立事件について、前回の報告の預金合計が金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円のところ、この度、下記の各金額を受領または支払いました。

また、管理預金を解約し、現金〇, 〇〇〇円を国庫に納付するために保管しておりますので報告します。

## 記

- |   |                    |             |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 管理人報酬（平成 年 月 日審判）  | 金〇〇万円       |
| 2 | 管理費用（管理人立替分償還）     | 金 〇万〇, 〇〇〇円 |
| 3 | 財産分与（平成 年 月 日審判確定） | 金〇〇万円       |

## 添付書類

- 1 管理人報酬領収証（写し）
- 2 立替金一覧表及び領収証（写し）
- 3 被分与者（〇〇〇〇氏）からの領収証（印鑑証明書付き）（写し）
- 4 預金解約計算書（写し）

平成 年 月 日

相続財産管理人 ○ ○ ○ ○ 殿

○○家庭裁判所  
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

### 分与申立確定通知書

被相続人亡○○○○の平成 年(家)第○○○号相続財産管理人選任申立事件について、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判は、下記のとおり確定したので、家事審判規則第119条の8の規定により通知します。

#### 記

裁判所	○○家庭裁判所
事件番号	平成 年(家)第 号
決定日	平成 年 月 日
確定日	平成 年 月 日

領収通知(報告)書 (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

年度 19 会計番号 0014 取扱い番号 官署コード

元本	1	0	5	9	6	1	1	2
利息								
延滞金								
合計額	1	0	5	9	6	1	1	2

整理番号 2-  
 証券受領 全部 一部  
 科目コード 00975

納付期限 20年 3月14日  
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、個人利用店  
 (全額の前払、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所屬収入書受

翌年度 5月1日以降現年度歳入組入 上記の合計額を繰りました。  
 一般 会計  
 裁判所主管 家庭裁判所  
 雑金引渡 相続人不存在のため国庫帰属 平成15年(家)第号

内 証券受領 円 延滞金の起算日 延滞金の利率 20年 3月15日 年 5 % 2 年 月 日までに

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

領収控 (国庫金)

年度 19 会計番号 取扱い番号 官署コード

元本	1	0	5	9	6	1	1	2
利息								
延滞金								
合計額	1	0	5	9	6	1	1	2

整理番号 2-  
 科目コード 00975  
 (電話) 家庭裁判所事務局 歳入徴収官 家庭裁判所事務局長

納付期限 20年 3月14日  
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、個人利用店  
 (全額の前払、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所屬収入書受

翌年度 5月1日以降現年度歳入組入 上記の合計額を繰りました。  
 一般 会計  
 裁判所主管 家庭裁判所  
 雑金引渡 相続人不存在のため国庫帰属 平成15年(家)第号

内 証券受領 円 延滞金の起算日 延滞金の利率 20年 3月15日 年 5 % 2 年 月 日までに

納入告知書領収証書 (国庫金)

年度 19 会計番号 取扱い番号 官署コード

元本	1	0	5	9	6	1	1	2
利息								
延滞金								
合計額	1	0	5	9	6	1	1	2

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、下記の延滞金の起算日及び利率並びに裏面の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を請求欄に記入して納付して下さい。  
 ただし、延滞金額(既に納付した延滞金額があるときは、その額を含めた金額)が1,000円未満のときは、利息が付される債権に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。  
 20年 2月26日 歳入徴収官 家庭裁判所事務局長

整理番号 2-  
 科目コード 00975  
 納付期限 20年 3月14日  
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、個人利用店  
 (全額の前払、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所屬収入書受

翌年度 5月1日以降現年度歳入組入 上記の合計額を繰りました。  
 一般 会計  
 裁判所主管 家庭裁判所  
 雑金引渡 相続人不存在のため国庫帰属 平成15年(家)第号

内 証券受領 円 延滞金の起算日 延滞金の利率 20年 3月15日 年 5 % 2 年 月 日までに

(連絡先)



資料E

平成 年（家）第 号相続財産管理人選任申立事件

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇

相続財産管理人 〇 〇 〇 〇

### 管理終了報告書

上記申立事件について、当職が管理中の相続財産は、すべて国庫に納入し、管理すべき財産は皆無となりましたので報告いたします。

添付書類

国庫金領収書（写し）

## 相続財産管理人の手引き

発行：日本司法書士会連合会  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3  
TEL／03-3359-4171 FAX／03-3359-4175

発行日：平成22年5月25日  
印刷：株式会社平河工業社

